

●学術 mini 情報誌…フットワークで集めた学術先端情報●

PS

JOURNAL

2005

第5号



PS
JOURNAL

特集: 研究者の現在IV 若手研究者を中心に

- | | | |
|--------------------------------------|-------------|-------|
| ■市民(地球市民)育成への挑戦 | 東京国際大学教授 | 下羽 友衛 |
| ■インターネット情報源の検索演習 | 昭和女子大学教授 | 大串 夏身 |
| ■閲覧者から見た資料館 | | |
| 東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター研究機関研究員 | 高嶋 修一 | |
| ■大学史編纂雑感 | 青山学院大学助手 | 鈴木勇一郎 |
| ■日本の「負の遺産」を考える | 千葉科学大学非常勤講師 | 中川 洋 |
| ■山形県櫛引町黒川の資料調査から | | |
| 日本大学通信教育部インストラクター | 桜井 昭男 | |
| ■歴史資料データベース研究開発の一事例 | | |
| 独立法人平和祈念事業特別基金 | 小坂 肇 | |

市民（地球市民）育成への挑戦

下羽友衛（東京国際大学教授/国際政治学）

I 国連決議により「持続可能な開発のための教育の10年」が2005年からスタートした。

2002年9月持続可能な開発のための世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）が開催され、そこにおいて「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）」（ESD）が、持続可能な社会を形成するための教育的アプローチとして新たに提起された。

ESDの中でも、その核心として位置づけられるのが、持続可能な社会を形成する担い手である市民の育成、市民としての資質・能力の向上をめざす政治教育（political education）もしくは「市民性教育（citizenship education）」であるといわれている。

II ちなみに、このたび当ゼミで試みてきた市民（地球市民）育成のための教育実践の成果が、下羽友衛/東京国際大学国際関係学部下羽ゼミ編著『持続可能な開発のための教育』に向けて地球市民になるための学び方』全三巻（日本図書センター）として2005年1月に発刊された。本書刊行に至るまでに実に16年を要した。

本書三巻シリーズは、まさにESDの核心的テーマというべきものに応えている。市民（地球市民）がどのような教育・学習の活動と方法によって育成されるのか。同様に問題解決能力、政策提言能力、政治参加する力、協力する力、コミュニケーション能力などの市民的資質・能力はどういうふうに培われるのか。

本シリーズでは第1巻「知識と行動をつなぐ学び」において、当ゼミで1992年より試行錯誤してきた市民（地球市民）になるための学び方の実践と研究の成果をまとめ、その中で現場体験・理論・発信の一連の学習活動による市民（地球市民）になるための「学び」モデルを提示している。そしてそのモデルを基にした2002年度の当ゼミの教育・学習活動の具体的な成果をアンケートで明らかにするとともに、そこで示された数字を各活動に参加した学生の感想文によって補完している。

第2巻「フィリピンにふれる、アジアに学ぶ」、第3巻「現場体験学習のもつ教育力」では、教育・学習活動の事例として、フィリピン、韓国、ドイツの国外の現場、そして環境問題の国内の現場として足尾、水俣、長野を扱っている。そこでは「私たちが変わる、私たちが見える」という視点で、活動およびその成果が描かれている。

III ところで筆者が市民（地球市民）の育成に关心を持つようになったきっかけは、キプロス滞在中（1988.4～1989.3）にさまざまな人たちから投げかけられた疑問によるところが大きい。「日本は経済大国なのに、なぜ多くの国民が『ウサギ小屋』にしか住めないのか」「それなのに彼らはなぜ黙っているのか、なぜ『人間らしい豊かな生活』（質の高い生活）を求めて政治に積極的に働きかけようとしているのか。日本は民主主義の国でしょ

う」「日本では学生運動に関わってきた人たちが一部を除いて、なぜその後、市民（地球市民）として運動を継続していくのかとしないのか」と。これらの疑問はすべて私たちの生き方そのもののへの痛烈な問いかけであった。そこで痛感したのは、生活者の利益という視点からの研究・教育の重要性と私たちの生活に関わる問題を実際に解決するために社会に働きかけていくことのできる、いわゆる市民（地球市民）育成の必要性である。

IV ここでいう市民とは、「操作されやすい大衆との対比で、自発的・主体的に政治に参加する人々」（『現代政治学小辞典』）のことである。ラルフ・ネーダーによれば市民は5つの側面を持っている。有権者・納税者・労働者・市場における消費者・直接的なまたは間接的な機関投資家である。また、同時に市民には、私たちの生活に関わるほとんどの問題が地球規模での取り組みを必要とする問題であることから地球市民としての役割も期待されている。本書では地球市民を「私たち生活者の利益を守るために、私たちの生活に関わるさまざまなレベルの問題を地球規模で考え、問題解決のために自発的・主体的に私たちを取り巻く社会に働きかけていく人々」と定義している。

V こうした市民の育成は、いうまでもなく世界大のあるいは国内の市民社会の形成に資するものとなりうる。市民社会は一方において企業、国家、国際機関などの行動を抑制し、他方ではそれらの政治主体と協調しながら地球的諸問題の解決に次第に大きな役割を果たすようになっている。たとえば市民社会は世界レベルにおいて、紛争の未然防止から緊急援助、人道援助、難民帰還、経済の復興・開発などの広範囲の分野で、とりわけ政府レベルでは十分に対応できないところで、独自にはたまたま国家や地域機関、国際機関との連携のもとで平和構築に大きな役割を果たしている。

一方、世界全体としての安定に日本の市民社会が寄与するということは、日本の国益でもある。また、各国とも国内における政策立案や対外政策目的の効果的・効率的達成において、市民社会の力がますます必要とされてきているように思われる。その意味でその国の市民社会の成熟度は、国益を実現するための政治力としての国力をはかるうえで一つの重要な指標になりうるものと考えられる。したがって国力の強化には、一つの条件として市民社会の力、市民の力が必要となり、そのためには市民の育成が重要な課題となるといえるのである。

インターネット情報源の検索演習

大串夏身(昭和女子大学教授/情報論)

授業のひとつに、情報検索演習がある。これは、図書館司書養成課程の授業で、インターネット情報源の検索を行っている。内容は、(1)総合的検索エンジンの使い方とその限界、(2)分野に特化した検索エンジンの使い方、(3)図書、雑誌、新聞の書誌情報の検索方法、(4)各種事実情報の検索方法である。(4)は百科事典、各種事典などの検索方法、分野別のデータベースの検索方法などである。また、これらに先立ちコンピュータの画面に表示された情報のディスクへの保存の方法、インターネット上の各種ファイルのディスクへの保存方法を実習する。課題の提出はすべて電子メールでの提出である。

内容は、10月に出版した『文科系学生の情報術』(青弓社刊)に書いている。もちろん、演習の(4)の部分では科学技術、工科系も対象にしているが、受講する学科の構成上文科系が中心となる。

(1)は、登録型検索エンジン、ロボット型検索エンジン、メタ型検索エンジンをそれぞれについて使い方の基本を学ぶ。ロボット型検索エンジンは、おもにgoogleを使って説明をする。総合的検索エンジンの検索では、検索できる範囲とおなじ技術を使った検索でもできる場合とできない場合があって、いわば確率の問題であることを理解してもらう。つまり、運営会社や雑誌の検索方法の紹介に書いているとおりにすべてがうまくいくわけではないこと、それらに載っている検索事例はたまたまうまくいく事例がのっているだけであることを理解してもらう。図書館では仕事で検索するので、確率が高いものを優先して検索するということも理解してもらう。したがって、総合的検索エンジンはいわば困った時につかう、あるいはよく分からない時に補助的に使うものであることも理解してもらう。

効率的に検索するには(2)以下の特定のデータベースの検索ができるようになる必要がある。まず、どのようなデータベースがあるのかを配布のプリントで確認してから、個々のデータベースを順次検索する。

図書では、新刊情報や図書館の所蔵情報、古書の情報、電子書籍の出版情報などである。レベルも書名、著者名などと目次、要旨などに分けて検索する。洋書も同じように行う。アメリカ議会図書館の所蔵情報の検索も行う。

雑誌では、雑誌そのものの検索と、雑誌記事検索とに分けて行う。雑誌記事検索は、今日出版された新刊雑誌の記事検索と国立国会図書館作成の雑誌記事索引の検索、ほかの専門図書館、研究機関、出版社が作成した雑誌記事索引などの検索を行う。

新聞は、新聞社の新聞記事の検索とニュースサイトの情報検索をあわせて行う。ニュースサイトの情報検索は、goo、googleが最近サービスを開始したものである。

以上が、書誌情報の検索である。事実情報の検索は、事典類の検索からはじまって、地図、地名、経路、電話などポータルサイトにあるものの検索、個々のデータベースの検索である。ここでは、従来印刷物でしか入手できなかつた、たとえば地価公示価格、標準地価、路線価などの地価、2万5千分の1の地形図とその地形図の上に記載された地名、施設名等の検索、有価証券報告書、公益法人の台帳、現行法規、自治体の条例、研究者研究課題などを検索する。これらは主に政府、地方自治体、国の各種機関が従来作成していたものをインターネット上に公開したもので無料で検索ができる。研究者研究課題は、従来国立情報学研究所が作成管理していたものだが、しばらく前に科学技術振興機構に移された。

リンク集も検索する。たとえば、国立国会図書館の作成のDnavi、東京大学付属図書館作成のインターネット学術情報インデックスなどである。これらはリンクされたサイト内のページをキーワードで検索できるので非常に使いやすい。

図鑑には各種のものがあるが、いわゆるweb上の関連ページをリンクした図鑑とweb上のサイトに埋め込んだデータベース型の図鑑がある。これらの構造の違いと検索方法の違いも学ぶ。

統計では、総合的検索エンジンではほとんど検索できないことを理解した上で、個々の統計サイトを検索する。日本統計年鑑、日本の統計、世界の統計、都道府県統計年鑑など2次統計書は最新版がインターネットにアップされている。

効率的に検索するには、画面推移の方法の癖もチェックしておく必要がある。いくつかのパターンがあり、検索エンジンにもいくつかのパターンがある。さらに、これからはずれるばかりにくいものもある。代表的な事例が、有価証券報告書である。これは、一度人に聞いて検索しておかないと難しい。何もいわずに100人に検索させると検索エンジンのページにたどり着けるのは10人もいないだろう。

インターネット上には全文テキスト化されてアップされたものも少なくない。これらを上手に検索して情報を入手することも必要な技術である。総合的検索エンジンによって検索できるので、それを学ぶ。

以上が、概要で、先に紹介した本に大筋紹介してあるので参考にされるといい。もちろん実際の練習問題と課題の問題はついてない。

閲覧者から見た資料館

高橋修一

(東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター・研究員)

筆者は日本経済史を専攻し、両大戦間期から第二次大戦後にかけて大都市近郊農村で実施された耕地整理事業の研究を行っている。具体的には東京府荏原郡玉川村（1932年東京市に編入、現在の東京都世田谷区の一部）において1925年から1954年まで実施された玉川全円耕地整理事業をとりあげ、組合の関係史料を中心に分析を進めてきた。耕地整理は本来、農地の交換・分合によって農業生産力を増進するための事業であったが、大都市近郊農村の場合、その実態は都市拡大に対応した市街地開発のための区画整理であることが多かった。玉川村でも大正中期以降農業が不利化し、また村のすぐ南側では有名な田園調布住宅地が開発されたことも刺激となって、事業が計画されたのである。両大戦間期における大都市の拡大過程において、こうした郊外の土地所有者たちによる耕地整理事業や土地区画整理事業が無視し得ない規模で実施されていたことは、すでに自治体史や組合の事業誌、さらにそれらを下地にした概説書などによって知られている。だが、この分野に関する具体的な分析となると、史料の所在が知られていなかった等の事情により必ずしも活発でなく、実態については不明な点が多くあった。

そうした中で玉川全円耕地整理組合については世田谷区立郷土資料館に大量の関係文書が残されており、組合の活動や事業の内容をかなりの程度まで網羅的かつ詳細に知ることができる。この史料が上記の施設に収められたのは20年以上前のことらしく、今となっては受入に至る経緯もはっきりしないが、とにかく詳細な目録作成も行われないまま保管されていた。筆者がその存在を知ったのは1999年、修士論文のテーマがなかなか定まらず焦っていた修士1年の秋頃で、耕地整理を扱いたいという漠然とした構想はあったものの史料の見当がつかず、あてずっぽうにいくつかの施設に電話で問い合わせていたところ、たまたま同館の学芸員の方が教えてくださったのである。とにかく一度現物を見に行き、それから世田谷通いが続くことになった。不真面目な性格ゆえ、正直なところ最初のうちは日々一人で史料を読む作業が苦痛であったし、また先行研究の数も多くはなかったため果たしてものになるのか不安でもあったが、なんとか修士論文をまとめることができた。とはいえる1年と数ヶ月で見終えるような量の史料ではなく、その後も調査を継続しながら少しづつ小論を発表しているのが現状であり、最近はようやくひとまずのゴールが見えてきたものの、まだまだ研究は途上である。

この間には学内外の諸先生や大学院の仲間たちに大いに助けられたのは勿論であるが、ここではそれとともに大変お世話になった世田谷区立郷土資料館のことを述べておきたい。同館では事務室奥の「閲覧室」で史料を見せて頂いたのだが、その席からは資料館の様々な活動が垣間見え、こうした機関の実態を知る大変よい機会となった。同館は国や都道府県レベルの博物館と比べれば小さな施設ではあるが、しかしながらそれゆえ地域に根ざした活動を継続し

て行っている。スタッフが史料の調査に出向く一方、旧家の方々が相談を持ちかけたりすることもしばしばであり、そうした中から地域社会との信頼関係が築かれ、次の活動へと結びついていく。新しい史料が次々と運び込まれるのを見ているとつい食指をそそられることもあります、筆者の関心に即して言えば、戦前の都市計画家であった阿部喜之丞の御子孫から寄贈された資料に含まれていた、1940年に開催されるはずであった東京オリンピックの選手村建設に関する調査資料などはなかなか興味深いものであった。その他にも同館は資料集の刊行、特別展の実施や図録の刊行などを積極的に行っており、それらの活動の一つ一つが学芸員をはじめとするスタッフの地道な活動に支えられていることなどは「舞台裏」から見なければ理解できないものであり、博物館・資料館に対する筆者の認識を大きく変えることとなつた。筆者が耕地整理組合の史料を使って研究に着手することができたのも、こうした活動の賜物だったのである。

ただ、一方でこうした活動が現在大きな課題に直面しているのも事実であろう。たとえば、例年行われていた特別展が2004年度には開催されなかつた。筆者は詳しい事情を知る立場はないが、近年の国および自治体の文部科学行政のあり方から事情を推察することは難しくない。史料資料の受入は絶えず行われているが、一方で保管のための設備不足が抜本的に解消される気配はなく、筆者が最初に使わせて頂いた閲覧スペースは当座を凌ぐための書架の増設で消滅してしまつた。また、あくまで部外者の私見であるが、人手も十分に足りているわけではない。幸い世田谷では専任の学芸員がある程度確保されていて、そのことが連続的な活動や筆者のような外部からのアクセスに対する適切なアドバイスにつながっているものと思われるが、一方で同区ですら多くの非常勤スタッフの手を借りているのも事実であり、彼（彼女）らに過度の責任が課されているようにも見受けられる。

こうした課題はただちに解決されるとは思えないし、むしろ状況はますます厳しいものになっていくことすら予想される。ここで文科行政のあり方などについて詳論する準備はないが、筆者自身は、「改革」の掛け声と同じ地平に立って理念面で抵抗するよりも、研究者や市民の中に良き理解者、利用者を確保し、「実績」を積み重ねていくこのほうが有益であり、それが全ての出発点ではないかと考えている。このような考え方は楽観的に過ぎるかも知れないが、実はこうした「健全さ」を保つにはかなりの覚悟が要求されるのであり、同じ境遇に直面している大学人にとっても当てはまることなのではないだろうか。

鈴木勇一郎(青山学院大学文学部助手/日本近代史)

大学史編纂のきっかけ

私は、これまで一応日本近代の都市史を研究してきたことになっているが、実は日ごろは大学史の調査と編纂を仕事をしている。

青山学院大学は、私の出身校ではあるが、私自身は別にクリスチャンではないし、特にこれまで大学のことに深く興味をもってきたわけでもなかった。

当初は、あくまでも調査の手伝い程度ということで携わり始めることになったが、結局は実際に作業をする人間が必要だということになり、次第に中心となって関わらざるを得なくなった。しかしこれも正直なところ、あまり本意とするところではなかった。

青山学院は明治前期に創立された日本でも有数の歴史を持つ私立学校であるが、実は大学としては1949年の新制大学としての開設を待たねばならなかった。青山学院としては戦前以来幾度か年史の編纂が行われてきたが、大学として独自の年史が編纂されたことはなかった。

今回の大学史は、1999年に行われた大学開設50周年記念事業の一環として、青山学院大学としては初の正史として企画されたものである。本来なら50年史を刊行したいのなら、もっと前から編纂事業を開始していなければならぬはずだが、50周年を迎えてから編纂を開始するなどというのは、泥縄もいいところであったと言わざるをえない。

大学内の史料状況

とはいえる、とりあえず学内各部局などに所蔵されている書類などの史料の所在状況から調査を始めたが、特に整理がなされているわけでもなく、その一つ一つの所蔵状況を確認することから作業を始めねばならなかった。

事務部局の倉庫の段ボール箱の中に入れられている「史料」は、ほとんどが、昭和30年代以降に学内の諸業務に応じて発生した「事務書類」であって、正直そこから何か物語が出てくるとは到底思えなかつた。

また、大学を経営する学校法人青山学院の理事会や大学教授会の会議録は、大学運営の基本的な事項を決定する重要な会議として位置づけられるが、理事会はともかく教授会記録は、戦後初期の昭和20年代のものは、必ずしもしっかりと保存されてきたわけではなく、その所在の確認すら相当な時間がかかった。

内容も国会の会議録のように逐語で議事録が作成されているわけではなく、「種々議論の上」決定された事項のみが、記載されているという調子のものが大半であり、その議論の内容はほとんどどうかがうことができるようなものではなかった。そもそも議論そのものがあったかどうかさえあやしいのである。

3600万円の出所

こんな先の見えない状況で作業を数年間続けてきたが、それが大きく変わりはじめたのが、2003年の1月頃のことであった。

そのきっかけとなったのは、昭和24年の理事会記録の中で、3600万円を国庫に納入することになったという、たった1行の報告事項に目が留まったことであった。

これは当時横須賀にあった工学部の校地を購入する費用として大蔵省から請求されていたものであるが、実は当時青山学院全体の経常予算の規模はせいぜい2000万円前後の規模であり、これをそのまま支払うということは、学院創立以来の大危機であ

ったはずである。

しかし、記録ではたった1行の報告事項として記載されているだけであり、承認すら求められた形跡がない。これには非常な違和感を感じ、しばらく考えてみたが、そこで気になったのは、3600万円が360で割り切れる数字であるという点である。3600万円を360で割ると10万となる。昭和24年の4月から1ドル360円の固定相場制がしかれていたが、ドル建てで計算すると10万ドルとなる計算である。

そうすると、この3600万円は青山学院が出したのではなく、他の人々、つまりアメリカのキリスト教会ではなかったかと考えると、当時の青山学院でこのことがさほど危機感を持って語られなかったということに説明がつけられる。

私たちはこれらを確認するために米国のメソジスト教会の史料を調査することを主張したが、残念ながら上層部の容るところとはならなかった。しかし、当面可能な限りの関連史料から現在のところ、その詳細は不明ながらも3600万円は米国教会が支出したものであることは、ほぼ確信している。

史料を「読む」ということ

さてここで明らかとなってきたのは、当時の青山学院には、経営の自主権など、ほぼなかったということである。しかし、現在青山学院は、ほとんど米国メソジスト教会との関係はない。その関係の変遷を追うこと、つまり学校の経営主体と「建学の精神」のあり方を追うことで一つの大筋ができるという見通しができた。

これを一つの突破口として青山学院大学において生じた、さまざまな事項を構造的に把握していくことが次第にできるようになった。例えばそれまで単に記号としてしか見えなかった教授会記録や事務書類に記された一見すると何気なかった記述にも、大学全体の歴史と連動する大きな意味があることが次第にわかるようになってきた。それは「史料」として認識し、把握していくことができるようになっていく過程であったが、同時に痛感したのは、史料についての対話や議論の重要性である。

例えば、1970年前後、青山学院大学においても大学紛争が展開されたが、当初はこれもわれわれ大学史編纂室の人間は、単に騒ぎを起こす学生とそれに対応する大学との対立という軸でしか、この問題を見ていなかつた。

しかし当時の学長をはじめとする当局者の何気ない一文などについて、気づいたことや疑問点を、編纂室に勤務する何人かの間で話し合っていくうちに、論点が整理され、史料の持つ意味を把握することが出来るようになった。こうして次第に、経営主体である学校法人青山学院と大学が、大学の統治運営のシステムやキリスト教教育の位置づけといった私立大学の根源に関わるようなレベルで構造的な対立を抱えていたことが明らかとなってきた。

現在では、当初の目論見とは裏腹に大学史を歴史として位置づけていくことに、それなりの見通しが出てきたが、やはりここで気づかされたことは、さまざま形で残されている資料や遺物を史料として把握し、歴史を構築していくことは、偏にそれを読み解いていく歴史家の姿勢と手腕に係っているということである。このようにして2003年の12月に資料館が刊行され、現在通史篇の編纂を急いでいる最中であるが、これまで述べてきた編纂の体制や機関、担当者の能力といったさまざまな限界を抱えているにせよ、「記念誌」とはことなつた、大学の歴史を研究的な視点から構造的に把握することには、一定の成果を挙げたということはできると思うので、一読していただければ幸いである。

日本の「負の遺産」を考える

中川 洋(千葉科学大学非常勤講師/歴史学)

「世界遺産」がブームである。テレビをつけても、本屋をのぞいてみても、おびただしい数の世界遺産が目に飛び込んでくる。試みに、私の住む荒川区立図書館の蔵書を検索してみると、「世界遺産」がタイトルにつくものが 200 点以上もある。世はランキングばやりである。否、江戸時代から「〇〇番付」の類が、あらゆる分野でおもしろおかしく作られてきた。人は、事物に対して第三者的な評価や、ポジショニングを求めるものなのである。

日本が世界遺産条約を批准したのは 1992 年のこと、ユネスコでこの条約が採択されてから 20 年も経てからだった。そのためもあって、国内の世界遺産登録数は自然遺産 2、文化遺産 10 と極めて少ない。しかし、全世界に 788 件もある世界遺産のなかで、4 つしかない「負の遺産」のひとつが日本にある。「広島平和記念碑(原爆ドーム)」である。ほかの 3 つはポーランドのアウシュヴィツ強制収容所、奴隸積み出し港だったセネガルのゴレ島、黒人政治犯を収容した南アフリカの監獄島ロベン島だ。世界遺産の思想は、人類の栄光の歴史や美しいものばかりでなく、悔恨と汚辱の歴史をも後世に正確に伝えようとしているのである。

原爆ドームの世界遺産指定のおかげで、近代の建築物が史跡や重要文化財の指定を受けるようになった。それまで国の文化財の指定対象は、史跡は幕末維新期のものまで、建造物は大正期までのものに限られていたため、昭和の建築物である原爆ドームは対象外だった。世界遺産に登録するためには国の文化財に指定されていることが条件であり、国は 1995 年に指定基準を改定し、指定対象をいっきに第二次世界大戦終結ごろまでに拡大して、原爆ドームを「史跡」としたのである。以来ここ 10 年ほどの間に、近代の文化遺産の見直しと文化財指定が、国レベルでも地方自治体レベルでも急速に進んでいる。これは、各地域の草の根の熱い運動の成果といってよいだろう。

日本のなかで、「負の遺産」はどのような評価をされているのであらうか。沖縄の戦跡や空襲などの戦災跡、各地に残る旧軍関連施設については、「戦争遺跡保存全国ネットワーク」などの活動によって、文字通り「掘り起こし」がすすみ、文化庁が主導した近代遺跡調査や近代化遺産総合調査などでも、認知がすすんだ。『しらべる戦争遺跡の事典』(柏書房、2002 年刊)によれば国や自治体の指定文化財・登録文化財になった戦争遺跡は 70 件に及ぶという。しかし、その多くは国立近代美術館工芸館に転用されている近衛師団司令部庁舎(重要文化財)のように、その意匠や様式の美しさに価値を認めるものであって、そこが殺戮と破壊の拠点であったという視点は欠落している。「鉄の暴風」で穴だらけになった沖縄県伊江村公

益質屋(村指定史跡)のような、戦争の悲惨さ、戦争の本質を後世に伝える遺跡の文化財指定はけっして多くない。

2001 年、金沢市の旧東遊廓が重要伝統的建造物群保存地区に指定された。重要伝統的建造物群保存地区というのは、宿場町や武家町など集落・町並みを保存しようとするもので、全国で 64 地区が指定を受けている。2003 年、その地区内の木造建物「志摩」が重要文化財に指定された。遊廓というのは、いわば前近代の遺物であり、社会史、とくに女性史や人権史のなかでは「負」の側面が強いのではないかと思う。これが、どういう観点で保存され、史実が継承されているのか、私は金沢へでかけてみた。

「志摩」が重文指定されたときの文化財審議会答申(報道発表)にはこうある。「文政3年(1820)の茶屋町創設当初に建設された茶屋建築で(中略)独特の灑落で華やかな室内をつくる。茶屋町の佇まいをよく残す金沢市東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区の中心に位置し、保存状態が良好で“ひがし”に残る茶屋の典型を示す遺構として重要である」この文章のなかでは、あえて「遊廓」ないし「廓」という表現を回避していることに気がつく。現地へ行つても、「志摩」のパンフレットやウェブサイトには「ひがし廓」と明記されているのだが、そのほかは、すべて「茶屋町」という表現を使っている。茶屋といふのは遊廓の構成要素のひとつであり、ここ「ひがし」は紛れもなく金沢屈指の遊廓跡なのである。

廓の入り口には、観光バスの専用駐車場が作られ、連日、老若男女の観光客がどどんとだれこんでいる。単に「古い町並み」をみせて観光客を喜ばせるだけなら、薄っぺらなテーマパークの書き割りと何ら変わりはない。この町並みや建造物が後世に伝えるべきは、建物の意匠や様式、風情や情緒ばかりで良いのだろうか。

「江戸学」者たちが礼賛してやまない、「廓の文化」なるものも、「色事」抜きには成立し得ない。色事の根底には、恐るべき人権蹂躪と性的搾取があることは言うを俟たない。木造建築の造形の美や、廓内での優雅な芸や文化を賞賛するのは結構だが、その根底にある根源的本質的な部分、夜毎ここで繰りひろげられていたおぞしい現実から目をそむけてはならないはずだ。宿場には宿場の機能があるように、廓には廓の社会的機能があり、それが連鎖と続いてきたのである。「廓」の文字を引っ込みで「茶屋」と言い換えるような姑息な真似をせず、正々堂々とこの町の歴史を後世に正確に伝えていくべきではあるまいか。「負」の部分も含めた歴史というものを伝えるのが文化財の本来の役割なのだから。

山形県鶴岡町黒川の史料調査から

日本大学通信教育部インストラクター 桜井昭男

私はこれまで18年にわたって、山形県東田川郡鶴岡町の黒川という地区的史料調査を続けてきた。黒川には、500年とも言われる伝統を持ち、国的重要無形文化財にも指定されている「黒川能」が伝えられており、調査もこの「黒川能」をめぐる村や地域の歴史を明らかにするという目的でおこなってきた。整理した史料は数千点を数え、その成果の一部は、これまで1998年に『黒川村春日神社文書』(東北出版企画刊)、2003年に『黒川能と興行』(同成社刊)としてまとめている。

この調査は最初、私の大学時代の友人や後輩たち数人で「黒川文書研究会」という組織をつくって始めたのだが、調査の過程でいろいろな人々が話を聞きつけたり、また知人に紹介を受けるなどして臨時に参加する人も多くなってきた。このため、今では調査に参加した人が「黒川文書研究会」の会員というかたちになっている。もっともそう考えているのは私だけで、設立当初のメンバーはいざ知らず、近年の参加者は自分が「黒川文書研究会」の会員などとは毫も思っていないであろう。

調査は現在、黒川の鎮守春日神社の祭に日程をあわせ、3月・5月・7月・11月の年4回を基本として実施している。それは、黒川の祭の雰囲気に触れるためであるとともに、神社に集まる黒川の方々からいろいろなお話をうかがうことができるからである。もちろん春日神社の祭で神前に奉仕される「黒川能」を味わうことも大きな楽しみである。祭の雰囲気というのは不思議なもので、全国の祭のどれをとっても同じということはない。そこにはそれぞれの土地の作物や樹木、郷土の料理や地酒など、さまざまな匂いが凝縮された、まさにその地域の歴史に育まれた「風土」の醸し出す特有の空間が現出する。それは写真や活字では決して感じることのできない世界である。普段は闇の奥底に隠れているその土地の眞の姿がいま見られるのが祭であり、地域の歴史を研究するには、できればまずその地域の祭に触れるべきだというのは、私の方針でもある。

ところで、「黒川文書研究会」には会費というものはなく、交通費や宿泊費などの調査費用はすべて参加者の自己負担である。すなわち、このような持ち出しの調査を18年間続けてきたわけであるが、時々「何で自費でここまで調査をするのか」といった問い合わせがある。彼らにしてみれば、こういった調査はどこからか研究費や調査費を取ってきてするものという思いがあるのかもしれないが、私自身学生時代に参加した史料調査がこのようなものだったこともあり、こういう調査のあり方はむしろ当たり前のことと思ってこれまで続けてきた。しかし、すべてを自己負担で貯うにはどうしても限界があり、本来ならばもっと史料の保存に適した封筒を用意したり、写真撮影ももっとしっかりやりたいといったさまざまな願望が頭をよぎることがある。そのような場合は、とにかくその時にできる範囲の調査を地道に継続し

ていくことがもっと大切なのであって、いろいろなことを考えすぎて結局中途半端な調査になってしまえば、結果的に史料保存の面においても被害を大きくすることになる。この点は重々認識しておく必要がある。

また、史料調査を続けていて、私が調査の成果として2冊の本を出版した後も黒川通いを続けていることを知ると、「まだ黒川に行っているのか」という驚きの声をかけられることがある。それは、我々のようなごく小さな組織が18年の長い間調査を続けてきたということに対する率直な感嘆の声でもあるとともに、一方でそこには成果を出したのだからもう行く必要はないのではないかという心意が見え隠れしているようにも感じられる。私はこういった言葉を耳にすると、ふと考え込んでしまうことがある。すなわち、特定の地域の史料調査を18年も続けるということが稀なことであるとするならば、地域の史料を調査するということはどういうことなのだろうかということである。

言うまでもなく史料調査といいものは史料の存在が前提となる。その地域に伝えられている史料の所蔵者の了解を得て史料を整理し、研究の材料として利用させていただくのが史料調査の基本的な方法である。また、研究の目的はさておいて、まずは史料保存を目的とした史料調査といいものも重要なになってきている。とすれば史料の整理・調査がすべて完了し、その史料を基にした研究もある程度の成果を出せば、通常はそこでその地域の調査は終了したということになる。先述の言葉はまさにこのことを言おうとしていたのである。黒川の場合まだまだ多くの史料が残されており、我々の調査はさらに続くことになるが、なぜこれだけの長い期間にわたって史料調査を続けることができたのかと、これまでの出来事を振り返ってみると、まず何よりも地元の人々との信頼関係が大切だということに思い当たる。どこの誰かもわからない人間がその家に古くから伝わる貴重な史料を整理するという行為は、まさに信頼関係を抜きにしては語れない。調査先の人々との信頼関係が失われれば、以後別の誰かが訪ねたところで新たな調査を拒まれてしまうという事例は、それこそ山ほどある。その意味で言えば、どのような史料調査もその場で完結するということではなく、調査の基になっている信頼関係を含めて歴史学全体の貴重な財産として蓄積していくのだということを忘れてはならないだろう。近年若い研究者の中には、成果を急ぐあまり地道な史料調査を厭う者がいるやに聞くこともあるが、史料調査の過程で史料所蔵者や地元の人々との信頼関係を築き上げることは、歴史学が社会に対して果たす重要な役割の一つと言えるのではないだろうか。

歴史資料データベース研究開発の一例

小坂 翠(独立行政法人平和祈念事業特別基金)

私は平和祈念事業特別基金において、幸いにも大規模な歴史資料データベースを開発する機会に恵まれた。いずれ事例研究としてまとめるつもりではあるが、今回はこれまでの開発を振り返り、概観してみたいと思う。

基金よりデータベース開発の依頼を受けたのは3年半ほど前になる。私は日本史学専攻出身の学芸員であるが、元々前職でも戦時資料を取り扱い簡単なデータベースを構築し、さらにデジタルアーカイブの研究を始めたため、この依頼はさほど違和感のあるものではなかった。当時の自分の持っている知識と技術は、デジタル分野ではAccessのような一般的なデータベースソフトやVisual Basic、当時注目されつつあったXML技術などで、博物館情報処理分野では博物館ドキュメンテーションの基礎程度であった。プロジェクトとしては僅かながら動き始めており、資料カードで管理をしているということであったので、ことは比較的容易に運ぶと思われた。

ところが実際に状況調査を行ったところ、基金全体の情報化推進チームは既に無く、資料収集委員会が規定したデータベースの項目は、博物館ドキュメンテーションの基礎概念すら入っていないもので、資料カードは歴史資料の基本的な情報取得の出来ていないものであった。さらにカードには実物資料の所在情報が無く、遠隔地にある美術保管倉庫内は全く管理されていなかった。この結果、単純なデータベース開発ではなく、実物資料の実際的な保存管理を含めて一からやり直さなければならない必要に迫られた。しかしながらこのことは逆に、既存システムがないためそれに沿わることなく、データベースを含めた管理システムをトータルにコーディネートできることとなり、結果的にはより質の高いものを開発することが出来る良い機会であった。

プロジェクトは三ヵ年計画で、1年目は基礎整備期間とし、2年目より相当規模の予算が付いたため、入力委託およびNECネクサソリューションズ社との共同開発を行った。

基礎整備期間においては、項目は不足項目を加えた上で、ICOMのCIDOCが提唱しているInternational Guidelines for Museum Object Informationを基準としてマッピングを行い、ISAD(G)・NCR1987・Dublin Core等の記述様式および要素を検討し、公開を前提にして標準化に沿うよう決定した。システム技術部分は当初XML・VB・ASP等の構成を想定していたが、メンテナンス・レスポンス・安定性の面からWindows2000server・SQLServer2000・JSPの構成とした。しかし一方ではセキュリティホールが多いシステム構成でもあり、現状公開を行っていないため表面化していないが、今後の対応が必要となる可能性もある。

2年目より、データ部は紙ベースの資料に関する利用可能な情報をすべてと、すでに撮影されていた資料のポジフィルムをTIFF画像に変換する入力委託を行った。そして、今後の資料画像生成のために、RAW画像の生成できる1320万画素の高解像度デジタルカメラと撮影機材一式を新規に購入した。ハードウェア部はちょうど基金全システムの更新時期と重なったため、最新のサーバ・クライアントPC・プリンタ・VPN一式等スペックの高いものを用意することが出来た。

システム部については様々なシステムが想定されたが、予算や必要性、著作権等様々な観点から、最終的には基本システムである資料情報入力検索システムの他、入出庫管理システム、平和の歴史検索システム、図書管理システムに決定した。実際の設計・製造のスケジュールは一年目の

後半より要件定義・概要設計を行っていたが、三年目の10月段階で基本システムの完成を指示されていたため先行して製造し、12月に平和の歴史検索システム、年度末に入出庫管理システム製造と図書管理システムの導入となった。このスケジュールは結果として先に完成したシステムの反省点を活かすことが出来たため、より完成度の高いシステムができるようになった。

システムはInternet Explorer5.5~6SP1に最適化したブラウザシステムで、基本システムには資料基本情報と画像・寄贈資料調査データなどがあり、そのほかかつて基金が全国調査を行った資料所在調査のデータも検索でき、その当時の資料保持者と現在の基金への資料提供者が同一の場合はデータ連携がなされている。また資料情報入力フローは博物館ドキュメンテーションフローを基礎として設計を行った。その他のサブシステムの特徴的な部分としては、平和の歴史検索システムは、検索結果をPDFで表示させる電子図書館的なシステムで、Adobe Readerとの融合をはかっている。入出庫管理システムはバーコードリーダにより管理するシステムで、JAVA言語を使用したシステムとしては珍しく、VBで作成された図書システムのように、バーコード読み取り後の即時表示および蓄積表示の出来るものになっている。実際作業では、箱のバーコード読み取り後、資料の封筒もしくはタグのバーコードを読み取る方式で、これにより位置を同時に記録でき、そのほか展示・修復・複製・貸出等の履歴も記録できるものとなっている。またこのサブシステムは実際に資料がある遠隔地の美術品倉庫で使用することが多いため、基金内と同様の作業が出来るようVPNを構築して対応した。

一方で予算の関係などで、課題として後に残ってしまったものもある。基本システムにおいては受け入れ時の記録画像や寄贈手続きを記録するシステムが落ちている。入出庫管理システムに使用するバーコードの生成システムは、ブラウザシステムの限界からAccessで製造することになったが、現状プロトタイプの開発で停止しており、開発者のみが使用できる状態である。これらのこととは非常に心残りではあるが、いずれ何らかの形で対応していくよう計画している。

以上、データベース研究開発の一例として、平和基金における3年にわたる開発プロジェクトを概観したが、最後に、この開発には事務方の多大な努力があったことを添えておきたい。担当係長からは特にインターフェイスの面で非常に有益な提言を貰い、ともすれば研究者向きの扱いづらいものになりかねない部分を、一般的な視点で捉えて修正してもらつたため、結果として平均化されてシンプルかつ使いやすいものに仕上がつたと感じている。

■編集後記 ■ 学術 mini 情報誌「PS JOURNAL」第5号をお届け致します。

◆今回の特集は若手5名の研究者に登場してもらいました。昨年春に大学院入学者が始めて10万人を突破した大学は、「世界的な研究者の育成」を掲げながらも生徒の質の低下が問題だと最近特集を組んだ新聞もあります。(『日経新聞』平成17年2月25日~3月2日)若手研究者は先行研究を譲り、自らの破壊と創造を表現せよとエールを送りたい。(k)

◆今年は戦後60年、各マスコミは益々8月15に向けて「戦争と平和」論議が盛んになってきております。その点で下羽小説はある示唆を示してくれていると思います。次号は讀講の登場です。乞ご期待。(n)

PS journal 第5号 2005年3月20日 発行

①発行・編集:日本図書センターP&S PS journal 刊行委員会

PS journal 編集部 〒112-0012 東京都文京区大塚3-10-6

TEL:03-5940-5474 FAX:03-5940-5476 e-mail:nps@nihontosh.co.jp

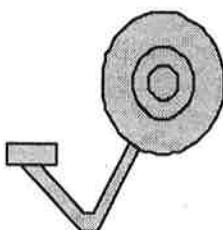
②記事の無断複製、転載を禁じます。

●学術 mini 情報誌…フットワークで集めた学術先端情報●

PS JOURNAL

2004

第 4 号



特集: 研究者の現在Ⅲ

- 「非戦論」について
- 行政史料と個人情報
- 「普遍性」をめぐって
- 島崎藤村研究の現状と文学を読むことの意義

- 嘉永 6 年のできごと
- 植民地鉄道史研究の現在
- 金融史研究の現在

文芸評論家	富岡幸一郎
専修大学助教授	永江 雅和
駿河台大学教授	北原 仁
宮城学院女子大学教授	伊狩 弘
関東学院大学教授	矢嶋 道文
奈良大学助教授	三木 理史
名古屋市立大学講師	横山 和輝

『非戦論』について

富岡 幸一郎(文芸評論家)

1. 2000年の9月2日

2000年の9月にイスラエルを訪れる機会があった。

1993年9月に、イスラエルのラビン首相とPLOのアラブアト議長が、ワシントンのホワイトハウスで、クリントン大統領の立ち会いのもと「オスロ合意」(パレスチナ問題の解決にむけての和平交渉)の調印式が行なわれたが、その和平協定の期限が近づいていることもあり、イスラエル国内には緊張感が高まっているのではないかと予想したが、町は平穏そのものであった。

9月2日に、私はエルサレム城内にあるユダヤ人の祈りの場である西の壁(嘆きの壁とも呼ばれる)の前にいた。ちょうど安息日(シャバットというユダヤ教の聖日は金曜日の夕刻から土曜日の夕刻までである)にあたっていたため、多くのユダヤ教徒たちは、トーラ(旧約聖書のモーセ五書)やその注釈書のタルムードを持ち、城壁に向かい頭を垂れ、熱心に祈りの言葉を唱えていた。

バビロン捕囚より帰ったユダヤ人が建て、ヘロデ王が改修した神殿は、ローマ軍によって紀元70年に破壊され、そのときに部分的に残ったのがこの壁である。国を失ったユダヤ人は離散の民となるが、その後は年に一度だけここでの祈祷が許可されたという。しかし1948年5月にイスラエル国家が誕生し、1967年の第3次中東戦争によってユダヤ人はこの場所をふたたび自民族の聖地として回復したのであった。

正統派ユダヤ教徒の黒ずくめの服装のなかにまじって、私も壁の前に立つことができた。しかし、この日から26日後、9月28日に当時の野党リクード党首であるアリエル・シャロン(現イスラエル首相)が、和平交渉でイスラエルがエルサレム旧市街の分割を妥協したことへの抗議のために、西の壁に程近いイスラム教の聖域に多数の警察官を引き連れて立ち入り、これに反発したパレスチナ人と衝突した。

帰国してすぐこのニュースを聞いた私は、あの祈りの場所が、憎しみと流血の場所と化したことに対する複雑な思いを禁じえなかった。以後、今日にいたるまでイスラエル・パレスチナ紛争の解決の道は見えてこない。

そんな折に、内村鑑三の非戦論について一冊の本を書下ろしてみては、という相談をNTT出版の編集者から受けていたこともあり、以後四年近く私はこの仕事に集中することになったのである。

2. 内村鑑三の非戦論と現代の平和

1988年に、私は内村鑑三についての小著を書いた。それは近代日本のなかでキリスト教を日本人として深く受けとめた内村という存在の大きな意味を知る機会となった。また同時に、私自身もキリスト教と聖書の世界と出会うことができた。

その内村鑑三は、日清戦争のときには「東洋の平和」のために、いち早く近代化をなした日本国に、後進国の中国を文明化する使命を認め、戦争のなかに道義有りとの義戦論を唱えたが、その後180度考え方をあらためて、日露戦争にさいしては完全な非戦を主張した。いかなる戦争にも正義はないという立場を、内村はつらぬいたのであった。

以前に内村について書いたときは、この非戦論についてほとんど書かなかったが、あらためて内村全集を読んでいくと、その徹底した非戦・平和の思想はたいへん興味深いものであった。

というのも、内村の非戦論は、そのキリスト教信仰とくに聖書の終末論と深く結びついており、戦争反対というスローガンでもなければ、いわゆる原理的な平和主義(パシフィズム)とも一線を画するものであったからだ。日本の戦後で、内村の非戦思想を戦争放棄をうたった日本国憲法(九条)と結びつけることはあっても、そのキリスト信仰に根ざした側面は十分に理解されてこなかったように思う。

それゆえに私は、キリスト教的終末論から、今一度、内村鑑三の非戦論のもつてゐる平和論としてのスケールを、よみがえらせてみたいと考えたのである。

3. イザヤ書の預言

内村はその非戦論を第一次大戦という歴史的現実をとらえつつ、1917年(大正6年)頃より本格的に展開していくのである。そのなかで、しばしば旧約聖書のイザヤ書の言葉が引用されている。

それはイザヤ書の二章四節である。

『主は国々の争いを裁き、多くの民を戒められる。

彼らは剣を打ち直して鎌とし

槍を打ち直して鎌とする。

國は國に向かって劍を上げず、

もはや戦うことを学ばない』

これは紀元前七三九年頃に、イスラエルの民にたいするイザヤの預言のメッセージであるが、内村は世界大戦を目の当たりにして、この預言の言葉を人類がしっかりと深く受けとめねばならないことを強調した。「國は國に向かって劍を上げず、もはや戦うことを学ばない」との絶対平和のヴィジョンこそ、政治や外交が混迷を極める現在、安全保障の問題を根本的に解決するために、ぜひとも聴くべきものであろうと思う。テロと戦争の流血は止むことがない。だからこそ、21世紀に内村鑑三の非戦論を今日のテーマとして読み直してみたいのである。

永江雅和（専修大学助教授/日本経済史）

個人情報の問題が難しい世の中になった、と思う。住民基本台帳問題を中心に、政府による国民の個人情報管理の指向が危険な傾向であることは言うまでもないし、また企業からの顧客情報流出、もしくはデータの売買に関するニュースは引きも切らない。研究室の電話にはどこから名簿が流出するのか、不動産投資や商品先物を勧めるセールスの電話が、それこそ毎日のようにかかる。生活者としては面白い話ではない。

ただ研究者としては、あまりにも「個人情報の保護」がナープに叫ばれ過ぎる今日の現状にある種の危惧を覚えざるを得ない。端的には政治家の資質の審査機能が麻痺する問題などがあげられよう。年金問題を巡るメディアの本質を外した未納者狩りのムードにも違和感があったが、年金制度改革を推進していた当時の官房長官が自身の年金未納を「個人情報だ」と隠蔽しようとした一幕にはこの問題の難しさをみたような気がした。

むろん先のケースの場合「公人」と「私人」の区別が厳密に適用されればそれほど問題は起こらないようにも思える。しかし日本の場合、首相自らが靖国参拝を巡って公人と私人在場によって使い分ける曖昧さが罷り通るのが現状であり、公人概念によって必要情報を開示できる、と考えるほどに公人概念が成熟していない。

前置きが長くなつたが、筆者の専門は戦後日本の経済史である。特に近年戦後の農地移動を分析する機会が多く、自治体の農業委員会議事録や農地移動関係文書を閲覧する事が多い。農業委員会は公選制の行政委員会であるが、事務局が自治体内部におかれ、実務は職員が兼任しているケースが殆どである。したがって文書は自治体役場内に所蔵されているケースが多く、農地の権利関係に関わる文書であるから、昭和30年代位のものでも現有文書とされていることが多い。

戦後農村における農地移動に関する研究はかつて現状分析の農業経済学者が膨大な先行研究を蓄積している分野であり、これら先の業績は集落の農家に対する悉皆調査、または農家経済調査や農業センサス調査を個票レベルで分析した非常に綿密なものが多い。こうした業績を歴史学的方法論で再検討することが我々の課題の一つであるのだが、そのためには最低でも同レベルの史料にアクセスすることは必要不可欠となる。幸い近年のパソコンの普及に助けられ、ノートPCを所蔵機間に持ち込み、その場でデータ入力を行うことによって、先行研究より多くのサンプルをもとに農地移動動向の分析を行うことが可能になつている。

しかし近年この種の史料にアクセスすることに障害が多くなつた。いまでもなく個人情報の流出に関して史料所蔵元、特に自治体役場が非常に神経質になってきたからである。文書館や図書館等の施設に移管されている文書はまだしも役場書庫で所管されており、未だ現有文書となっている文書へのアクセスが特に困難である。

たとえば前述の農業委員会議事録は、近年農業委員会法の解釈によって情報公開手続きによらず、閲覧が可能であることを

知ったが、これを情報公開の手続きで閲覧しようとした場合は大変である。（自治体職員もしばしば情報公開手続きを求めてくる）。大抵の場合、まずは個人情報にあたるデータのマスキングをした上でコピーでしか閲覧できないと言われることが常である。もちろん研究データの公表の段階でプライバシーに配慮して個人名等の公開を控えることは我々にとっても常識に属するが、これが閲覧段階から個人名等をマスキングされると研究上大きな制約になる。個々の農家を抽出して連続性を確認する作業が難しくなるし、対象農地の地番をマスキングされると、同一農地の動向を長期的に追跡することが不可能になる。ある自治体でこの条件での情報開示を受け、史料として使い物にならなかつたケースが苦い思い出として残っている。

ただ自治体にとってもこのようなマスキング作業にかかる労力は相当なもので、場合によってはマスキングの労に耐えられずして職員の立会いの下で閲覧が認められるケースもある。現状ではこれが一番望ましい形であり、複写や撮影が認められないことについては、ある程度こちらも理解すべきであるかもしれない。しかし一方ではマスキングの手間をかける余裕のない所蔵機関が文書を「存在しない」と回答したり、最悪の場合対処に困る史料を廃棄するような危険が考えられる。幸いにして私個人にはそのような経験はないが、調査を無理押しして文書の廃棄を促進する、というのが歴史学・史料保存の立場からすると最悪のシナリオだろう。今日の情報公開関係の諸制度は、問題の発生を防ぐために文書を廃棄する、という最悪のケースを防止する機能を持たない。公文書保存に関する法律整備が望まれる所以である。

また個人情報以外の史料開示にストップがかかることも多い。各自治体の情報公開条例の中には「公人」と「私人」の区分に関する開示の区分が明白にされていないものが多いし、法人情報についても、なんらかの形で開示を阻止できる余地が残されているものがある。

もちろん今日の状況下で所蔵元の対応のみを批判するだけでは問題の好転にはつながるまい。問題の多くは所蔵機関の対応にあるのではなく、制度の不備にあるからである。現実問題として私が接してきた所蔵元の職員の方々は概して誠実な対応を行ってくれた。それだけに私の（現状では彼らにとって）無茶な史料開示要求に対して彼らが責任を問われたりリスクを負つたりする可能性のある現状は非常に心苦しいものがある。

現状の改善策としては今日の情報公開関連制度について、調査研究に關わる行政文書閲覧に対して、ある程度の個人情報開示ルールの緩和が望まれる。また「公人」「法人」に関する史料の情報開示については、一層の透明性を持ったルール構築が必要とななければならぬ。

一方で研究者の側にも研究資料としてプライバシーデータを扱うことについて、相応の情報漏洩に対する危機管理が求められているといえよう。PC上のデータベースのセキュリティや、紙面データの適切な管理について、一層の意識向上が所蔵機関との草の根での信頼関係構築の土壤となるだろう。こうしたルール作りは多くの困難を伴うだろうが、調査研究の推進と行政史料保存の両面から、長期的に取り組んでゆかねばならない課題であると強く感じている。

「普遍性」をめぐって

北原 仁(駿河台大学教授/憲法)

イラクでの戦争とその後の混乱をめぐって、平和の問題が論じられている。憲法9条とともにマスメディアでよく引用される文言は、憲法前文である。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」というくだりである。さらに、平和主義に関連しては、「平和的生存権」もよく言及される。一般に平和的生存権と称されているこの権利は、前文には「ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」と表現されている。しかし、ここで論じたいのは、平和的生存権の意味ではなくて、その規定の仕方である。

憲法前文には、「普遍」という語句が二度使われている。「そもそも国政は、國民の嚴肅な信託によるものであって、その権威は國民に由来し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民が享受する。これは人類普遍の原理」であるというのである。この意味は、「人民の、人民による、人民のための政治」と説明されているが、要するに議会制民主主義の普遍性を述べたものであろう。もう一箇所は、「われらは、いずれの國家も、自國のことのみに専念して他國を無視しならないのであって政治道徳の法則は、普遍的なもの」という文章である。この場合の「政治道徳の法則」という語句の意味は、やや分かりづらい。意味を示唆しているような文脈がないからである。

このように、日本国憲法前文は、その依って立つ基本原理が普遍的であることを強調している。しかしながら、国際社会においては、この立憲主義は、必ずしも普遍的に確立されているとは言い難い。ハンチントンの「文明の衝突」を持ち出すまでもなく、イラクに民主主義が定着するか否か論じられているのを見れば明らかであろう。

日本人自身が日本国憲法の「普遍性」は、日本が少しでも西欧型の立憲主義に近づくように宣言していると考えてい。普遍性は、欧米に由来するものであるから、欧米の憲法研究が普遍性の追求でもあった。こうして、欧米の憲法原理が研究されたのである。まがりなりにも基本的価値觀に基づくヨーロッパ連合という地域的共同体における「普遍性」、つまり、普遍性をも追求するという形で他国との間に共通の基盤を模索するので外国憲法研究は、無論欧米にとどまらず、社会主义諸国憲法も盛んに研究された。

しかしながら、社会主义型の憲法は、西欧資本主義型の所謂ブルジョワ憲法と根本的に異なるとされていた。したがって、立憲主義原理の普遍性ではなく、その背後にあるとされる「世界史の歴史法則」に普遍性が求められた。社会主义憲法は、いわば歴史を先取りした憲法としてブルジョ

ワ原理が主張された原理を有するという前提で普遍性が説かれたのである。

日本に旧石器時代の遺跡が次々と発見されたと主張されたが、実際には遺跡は捏造だったという事件は、まだ記憶に新しいが、戦後しばらくの間、日本でも「世界史の歴史法則」が次々と「発見」されていた。社会主义法研究もこうした時代背景と切り離して考えられないだろう。東欧社会主义諸国とソヴィエト連邦の崩壊後は、この「世界史の歴史法則」も雲散霧消した。たとえば、故網野善彦氏が編集委員に名を連ねる講談社の『日本の歴史』シリーズでは、従来であれば封建時代に相当する各巻の索引にはほとんど封建制という言葉すら見出せないのである。封建制に言及がある場合でも、従来の封建制概念を批判する文脈で用いているにすぎない(池上裕子『日本の歴史 15 織豊政権と江戸幕府』2002年参照)。今では逆に、「封建制」の用語すら忌避しているかにみえる日本史学会の近年の風潮に疑問すら持たれているのである(福田豊彦氏のコメント『日本の歴史月報 9』参照)。資本主義が典型的なかたちで歴史的に発展してきたとされるイギリス史においては、冷戦崩壊よりもずっと前に、イギリス革命は歴史的必然の産物であったという見解に異議が唱えられていた。「スコットランドとアイルランドの反乱は、もっと後の段階まで回避できだし、イギリスの内乱も回避できたばかりではなく予知らできなかつたと考えができるだろう。ただし、内乱や革命の前提是直接的な原因よりもさらに時代を遡ってみる必要もあるだろうが」(WOOLRYCH, Austin, British in Revolution 1625-1660, Oxford University Press, 2002, P.5)という発言が近年のイギリスの内乱期に関する見解を端的に表している。革命は生じたかもしれないし、生じなかつたかもしれない。生じたとしても別のかたちをとったかもしれない。いずれにせよ、この見解は、決定論を拒否している。イギリス革命は決して歴史の必然などではないと。フランス革命の歴史研究についても、事情はだいたい同じだろう。

日本人には、憲法前文の「普遍性」を額面通り受け取って、つまり、西欧立憲主義を自家業籠中の物として、あまねくこれを世界に広めようと十字軍のように振舞うことはできないだろう。だが、反対に「特殊性」を自覚することによって「普遍性」につらなる道もありえるのではないだろうか。

島崎藤村研究の現状と文学を読むことの意義

伊狩 弘（宮城学院女子大学教授/日本近現代文学）

昨年、島崎藤村の『沈黙』という短編について考えてみた。この小説は渡仏する直前の藤村が、幽界の縁雨に語りかけるかたちで二人の交情を懷古した小説である。藤村と縁雨というあまり親和感がなさそうだが、調べてみるとそうでもない。この交友は藤村の新たな一面を照らし出す契機でもある。そしてそこから一つの疑問に突き当たった。それは一葉の亡くなつた明治 29 年 11 月 23 日ころ、藤村は縁雨とともに一葉宅を弔問し、葬儀をめぐって縁雨と邦が話すのを聞いたように書かれていることだ。これは果たして虚構なのかどうか。東北学院の教師をしていた藤村のもとに一葉危篤の知らせが行くわけはない。また母親のぬいが 10 月 25 日にコレラで死去、埋骨のため馬籠に帰省し、仙台に戻ったのは 11 月の 10 日頃だと思われるのでは、その後 2 週間足らずでまた上京したとは一般的に考えにくい。が、ここで秀雄の留守宅の様子を勘案する必要がある。秀雄は明治 27 年に下獄していた。留守宅には母親ぬいと嫁の松江（36 歳）、いさ子（9 歳）と周爾（1 歳）そして友弥（27 歳）が残つた。友弥がどういう人間だったかを考えると、ぬいが死んだ後、松江と友弥の間にどのような葛藤が生じたか、容易に想像がつく。そもそも友弥は放浪の挙句に悪病を負って馬籠に舞い戻つた、その時すでに不埒な行いをしたことが窺える。『家』（上巻四）に徴してみる。

宗蔵の話が出ると、実は口唇を噛んで、彼様いふ我儘な、手数の掛る、他所から病氣を背負つて転がり込んで来たやうな兄弟は、自分の重荷に堪へられないといふ語氣を湛した。そればかりではない、実が宗蔵を嫌ひ始めたのは、一度宗蔵が落魄した姿に成つて故郷の方へ帰つて行つた時からであつた。其頃は母とお倉とで家の留守をして居た。お倉は未だ若かつた。

上に引いたように「未だ若かつた」松江に対して友弥が何をしようとしたか明白である。そして東京では、夫は獄中、藤村は仙台に移り住み、頼みの母親が頓死したわけだから残された松江が恐慌を来たしたのも当然だと思われる。友弥の出生の疑惑なども嫌悪感の要因になったかもしれない。そこで松江は仕方なく藤村に SOS を発信した。友弥をどこかへ連れて行くか、藤村が戻つて監視するか、いずれにせよ一緒に暮らすことはできないと。このような想像は穿ち過ぎとは言えないと思う。仕方なく藤村は友弥に自重を求めるべく上京し、たまたま一葉の訃報に接したのではないか。『家』によれば、やがて秀雄は結婚したばかりの藤村夫婦に友弥の世話をさせようとしたが、それも松江の希望ではなかったかと思われる。厄介者の友弥はその後よそに預けられ廃人となって廻した。

文学を読み学ぶことは以上のように人間の奥深い実態を考えることでもある。日本の近代文学史では一部の作家を除けば大概は惨憺たる人生の上に作品が成立した。ただし藤村は、葛西善蔵や嘉村礎多などの破滅型作家のように自身が破滅するのではなく、家族親戚の破滅の人生を糧にして文学を紡ぎ出しながら自分は超然と文壇の最高位に立つ。のために芥川からは「老猾な偽善者」と言われ、谷崎ほかの作家から毛嫌いされた。

話を元へ戻すと藤村は友弥の性行を知つていながら、母親ぬいが同居していることを頼みにして仙台へ赴任したのであろう。その仙台行きは『奥の細道』を気取るものだった。藤村は赴任してすぐに松島に指でている。「わが松島に入りしは九月十九日にして旧暦八月の十三日にあたれり。十三夜の月を心あてにして、仙台を発し塩釜に向ひしころは、東天ほのかに白うして加ふるに覚束なき雲行なりければ、汽車の窓より鶴鳴を聞きて、かのさよの中山の馬上ならねど、残夢未ださめやらざして塩釜に下りぬ。」（『一葉舟』所収「松島だより」）という冒頭が如実に示しているとおりで、ここには透谷の松島紀行ほどの詩魂は見られない。関西漂白の旅がやはりそうだったように、藤村は漂泊の詩人に身を準えた。そして幾ばくもなく母がコレラで死に、永昌寺での葬儀と埋葬のため馬籠に帰省した。そのあたりを「木曾谿日記」（『一葉舟』所収）に見ると、母の亡くなつたという知らせは藤村が支倉町の借家に布施淡一家とともに住んでいた頃、たまたま布施は写生旅行に出ており、藤村は D 氏（D という頭文字からは土井晩翠かと思われるが、あるいは川合山月であろうか）とともに広瀬川畔を散策、一見亭という茶屋で一献傾けて帰宅した、その時であったという。「仙台で眺めのあるのは、ことに秋だ、とりわけ空のながめが麗しい。（中略）十月の末には秋風が赤くなつた柿の樹の葉を吹いて、庭に栗の落つる音もおもしろい。東北の秋色、これも「擅まゝ」に楽しむ自分の身には、また得意の一つであつた。」とある。私は仙台に住んでかなり長くなるけれども、仙台の秋空がよそに比べて特に趣深いと感じたことはなく、栗の落ちる音を聞いたこともない。藤村の風流意識の産物であろう。

「ハヽビヤウキスグコイ」の電報で藤村はその晩の 12 時 40 分発の夜汽車で上野に向かった。約 12 時間かかつて翌日の星過ぎに到着した我が家は消毒のために入れない。母の亡骸は本所の避病院に収容されていた。その夜、遺骸は火葬場で荼毘にふされ、藤村は遺骨を携えて今度は名古屋・中津川経由で満 15 年ぶりに馬籠に帰郷した。紙数も尽きたが、このように藤村は芭蕉の紀行文めかして母の死を書いたが、もしかすると母の密通の結果生れた子かもしれない友弥の存在はここでも捨象されていた。一つの疑問の根は掘つてみると案外深かったのである。

嘉永6年のできごと

一ペリー、ブチャーチンの来航と二宮尊徳

矢嶋道文(関東学院大学教授/日本経済思想史)

1. 嘉永6年に起きたこと

嘉永6(1853)年はなかなか大変な年であった。対外関係では6月にペリーが浦賀沖に来航、その1ヵ月後には長崎にロシアのブチャーチンが来航した。嘉永6年といえばペリーの来航と中学・高校の歴史で暗記してきたが、長崎へのブチャーチンの来航も、北方領土問題を抱えた幕府にとっては一つの難題であった。また同時に、この年は、晩年の二宮尊徳が日光「御神領仕法」の偉業を成し遂げた年でもあって、しかもこの三者は不思議にも一つの糸で結ばれていたのである。

2. ペリーの浦賀来航

アメリカ船の主な来航は、天保8(1837)年商船モリソン号が浦賀に、弘化3(1846)年には東インド艦隊司令長官ピッドルが同じく浦賀に、そして嘉永6年にはペリーの来航・上陸となつた。ペリーの浦賀来航は、すでにオランダ側の情報によつて幕府に知らされてゐた。しかし幕府は充分な対応策をとることなく、ペリー艦隊のもつ軍事力の脅威の前に大統領フィルモアの「国書」を受理することになった。折から将軍家慶は病床の身にあり(そもそも逝去)、ペリーの出航後、主席老中阿部正弘は尊攘派の徳川斉昭を海防参与に任命し外圧に対処することとなつた。翌年1月、ペリーは軍艦7隻を率いて再来航し、江戸湾内にまで侵入した。この示威行動に対し、幕府は同3月薪水・食料給与、遭難民救助を含めた「日米和親条約」(通商は拒否)に調印する運びとなつた。

3. ブチャーチンの長崎来航

一方、長崎へのブチャーチンの入航は、ペリー艦隊に遅れることおよそ1ヶ月の7月中旬であった。ブチャーチンは旗艦バラルダを含む4隻の艦隊で入港したが、これに応接した幕府側の一人が勘定奉行(海防掛兼務)川路聖謨であった。川路はすでにペリーの行動を周知しており、ブチャーチンをペリーとの比較の視点で捉えていたものと思われる。

豊後國田日に出生した川路は、12歳の時幕府小普請組川路光房の養子となつた。その後、聖謨は27歳の折に寺社奉行吟味物調役、35歳で勘定吟味役、40歳で佐渡奉行、46歳では奈良奉行、51歳で大坂町奉行、52歳(嘉永5年)の折には勘定奉行に就任し、翌嘉永6年ブチャーチンとの応接となつた。

長崎までの旅程は38日間であった(『長崎日記』)。一行には幕府応接代表の筒井肥前守政憲がいたが、筒井は70代半ば過ぎの高齢のため、健脚川路との旅程はきつかったものと思われる。川路『長崎日記』は、留守中の家族に書き綴つたもので、道中における風景・藩政・人物などへの描写・観察・交流は彼の人柄が偲ばれて興味深い。

長崎逗留は40日間。聖謨の緊張はブチャーチンとの応接を前にわかつに緊張の度合いを高めている。市中での初交渉に続き、聖謨はバラルダ号を訪櫓するが、この時の警備がまた物々しかつた。警護の責任者は松平美濃守(福岡藩主黒田斉博)であったが、死を覚悟した家来19人が控え、さらには火薬を仕込んだ供船一艘を準備するといふものであった。しかし聖謨はこれに対して「公儀の大國を新たに拝み候にあ

たり」として、美濃守の行動を制する動きをみせている。ロシア艦上で初めての応接はブチャーチンによる食事接待や贈り物の数々により和やかに終わっているが、ともあれ聖謨一行にとっては死を覚悟しての応接であった。この翌年10月、ブチャーチンは箱館・大坂から下田に来航して聖謨との再会となる。再折衝の地では、下田での予期せぬ地震・津波による被害(ともに命からがら山に逃げ込み、旗艦ディアナ号はその後の曳航で沈没、代用船を戸田漁において建造した)は両者の間に新たな友情の念を深めることになり、同年12月には日露条約の調印となつた(批准書の交換は安政3年11月)。(以上、拙稿「川路聖謨一幕末一勘定奉行の外交日記」、川口浩・小室正紀編『日本の経済思想世界—「十九世紀」の企業者・政策者・知識人—』2004年を参照)

4. 二宮尊徳日光「御神領仕法」とペリー、ブチャーチンの来航

二宮尊徳の日光「御神領仕法」(開発・復興)は、尊徳58歳の折、幕命を受けて着手する予定であったが、実際には60歳で「仕法雛形」(開発計画書)84巻を完成したのみで、仕法実行には至らなかつた。仕法の延引にはさまざまな理由が考えられるが、理由の一つには出身地小田原藩への出入り禁止(「仕法置置」)があげられる。小田原での尊徳は領民からの信頼が厚く、一部藩士からは「キリシタン」の如く見られていたという。そもそも農民の出身である尊徳に藩財政を云々されると自体藩士の間には少なからぬ反感があったうえ、尊徳を驚か登用し彼の「桜町仕法」(下野国芳賀郡)を支えた藩主大久保忠真がすでに逝去していたことも遠因の一つであった。幕命から9年後、尊徳は相馬藩主の幕府宛嘆願書と財政支援(年間500両、向こう10年)もあり、晴れて「御神領仕法」の着手となった。筆者は拙書(『近世日本の「重商主義」思想研究—貿易思想と農政』2003年)の執筆過程において、第2回廻村の村々(25カ村)を実見したが、山々に囲まれた足尾の不毛ぶりに驚かされた(しかしその風景の美しさにはそれ以上に感動した)。

尊徳の「仕法」には財政的背景が前提とされる。日光仕法の場合、かつて小田原藩が尊徳を解任した際の報奨金500両(尊徳はこれの受け取りを拒否した)の入手に努めるが、小田原藩は地震の被害とペリー来航への海防費負担を理由に、支払い延引の書翰を尊徳宛度数出している(書翰にはペリー艦隊の様子が詳しく書き記されている)。これに対し尊徳はペリーには一切関心を示さず督促を続けた。尊徳御神領仕法の着手には、先の相馬藩による財政支援が不可欠であったが、時の幕府勘定奉行が着手前年に就任した川路聖謨であった。かつて川路は、尊徳を支えた小田原藩主大久保忠実(幕府老中首座)に重く用いられ、彼はそのことの恩義を重ねて『日記』に書き残している。

嘉永6年に起きたペリー、ブチャーチンの来航と二宮尊徳の日光「御神領仕法」は、実に不思議な糸で結ばれていたのである。



復元された旗艦「ペリー」 滋賀神港にて著者撮影
1987年

植民地鉄道史研究の現在

三木理史(奈良大学助教授／歴史地理学)

現在でも鉄道史に関わっていると、少なくとも一度は「鉄道がお好きなんですね」といわれたことがあるはずである。しかし、政治史の研究者が「政治がお好きなんですか?」とか、農業史の研究者が「菜園では緑を栽培しておられるんですか?」という質問に窮している場面に出くわしたことはない。その言葉を聞くたびに、後発の鉄道史研究者への偏見を思い知り、暗澹たる気持ちになる。近年流行のジェンダー論や寄せ場研究なども、かつてはあまり取り上げる人のない特殊テーマであったことを思えば、いつかは鉄道史も好事家のテーマという偏見から解放される日がくることを期待しつつ、今日も貧しい成果をまとめている。

第二次世界大戦前の鉄道史研究は、社史や『日本鉄道史(全3巻)』のような事業史がほとんどで、研究書は皆無に等しかった。かつて柳田國男も「鉄道の歴史はいつも専門家の手に成り、その専門家はみな営業人であったゆえに、外側からその影響を考えることことができなかつた」(引用は柳田『新装版明治大正史・世相篇』講談社・学術文庫版、1993年、209頁)と書いた。それに1970年代の蒸気機関車ブームの過剰なマニアぶりが加わって、鉄道とは専門家と好事家の世界だと思われるようになった。

そのため、歴史研究として評価されることこそまずないが、伊澤道雄『開拓鉄道論(全3巻)』(春秋社)は、戦前に刊行された数少ない本格的な鉄道史の専門書といってよい内容だと筆者は思っている。同書は春秋社の企画による「鉄道交通全書」の1つとして書かれたもので、著者は当時南満洲鉄道理事であった。実務者、まさに柳田のいう専門家の著作ゆえに、網羅性が強い一方で、専門研究書的な分析的な内容が稀薄な点は否めない。それでも、日本の植民地鉄道はもちろん、インドやオーストラリアまでの世界的に幅広い目配りと、それを歴史的視角を交えてまとめあげた点で出色の著作だといえよう。そのためか、現在でも古書市場において「鉄道交通全書」中で最高価格を示すことが多い。すなわち、鉄道史研究において植民地鉄道史は、戦前に最高の水準を極めたテーマの1つであったといってよいであろう。

ところが、戦後の大島藤太郎『国家独占資本としての国有鉄道の歴史的発展』(伊藤書店、1949年)から中西健一『日本私有鉄道史研究』(日本評論社、1963年)に至る研究書群では、原則として植民地鉄道は対象外とされ、研究水準は内地の国有鉄道はもちろん、私設鉄道史にさえ、大きく溝を開けられた。1965年によくやく安藤彦太郎編『満鉄』(御茶の水書房)が刊行されたが、その後は原田勝正『満鉄(岩波新書黄178)』(岩波書店、1981年)まで再び研究者による著作は空白となった。

その間、帝国主義批判を中心に展開していた日本植民地研究では、その駆手の一人浅田喬二氏が土地、金融、財政、鉄道支配が植民地経済支配の三本柱であるとする有名な指摘を行ったが(浅田「日本植民史研究の現状と問題点」『歴史評論』300号、1975年)、実証的研究成果の蓄積で鉄道支配は他の二本柱に比べ、大きく遅れをとっていた。むしろ、植民地支配を受けた中国で必汝成『帝国主義与中国鉄路』(上海人民出版社、1980年)などの研究が積まれ、後に日本でも翻訳(依田憲家訳、龍溪書舎、1987年)された。

1990年代に入ると東西冷戦時代の終結によって、植民地研究

も帝国主義批判を脱し、さまざまな視点が容認されるようになってきた。そして、鉄道史研究での実証研究の本格化を反映して、井上勇一『東アジア鉄道国際関係史』(慶應通信、1989年)、塚瀬進『中国近代東北経済史研究』(東方書店、1993年)、高橋泰隆『日本植民地鉄道史論』(日本経済評論社、1995年)、高成鳳『植民地鉄道と民衆生活』(法政大学出版局、1999年)のような日本植民地鉄道史に関する重厚な専門研究書が相次いで刊行されるようになった。さらに、幅広い目配りという点ではC.B.ディヴィス他編著(原田勝正他訳)『鉄路17万マイルの興亡』(日本経済評論社、1996年)が、また史料復刻では多数の満鉄文書を所有する遼寧省档案館編『満鉄的成立』(遠海出版社、1998年)が刊行された。

一方、近年の日本植民地研究では、現地史料の活用、対象地域の拡大に加えて、社会史的テーマにまで関心が広がってきている。現地史料の活用という点では先の『満鉄的成立』の刊行などは画期的ながら、そもそも国内でさえ鉄道史に関する資(史料論は活発であったとはいえない。そのため、近年各国で公開の進みつつある旧植民地史料のなかで鉄道史関係史料がどのような位置づけになるのかも、いま一つ明確ではない。手前味噌ながら、植民地も視野に入れつつ、近刊で『近・現代 交通史調査ハンドブック』(古今書院)をまとめたので、ご批判を頂けると幸いである。

つぎに対象地域の拡大では、かつての「満洲」・朝鮮主体の植民地研究から台湾はもとより、樺太、南洋群島などの小規模植民地にも関心が向けられるようになったことがある。それら小規模植民地の研究意義は、これまでの「満洲」や朝鮮研究で確立された常識論への批判的問題提起であろう。鉄道史に引きつけていえば、鮮鉄・満鉄が担った派手な大陸国際輸送のみが植民地鉄道史のすべてではなく、土着の旅客や物資を乏しい施設のなかで輸送せざるをえなかった実態を明らかにすることで、植民地の実態解明の一助にもなるであろう。

さらに社会史的テーマでは、これまでともすれば植民地機関や満鉄のような国策機関に目が向く、個々の移住者やその社会には関心が向けられなかつた。そのため植民地鉄道史研究でも、鉄道利権や路線建設には関心が向けられても、その鉄道がどのように利用され、旅客や貨物はどのような内容であったのか、といった地に足の着いた実証的テーマは省みられなかつた。内地の鉄道史研究でそうした利用や流通に関心が高まっていることを承けて、植民地鉄道史でもそうした研究の活性化が期待される。

そのほかにも取り上げるべき内容や、それに関わる著作は多いが、そもそも網羅的な回顧と展望が述べられるだけの紙数は与えられていないのでご寛恕頂くことにしよう。今後は、欧米系植民地鉄道と日本のそれとの比較により、植民地研究自体への問題提起も求められることになるであろう。

金融史研究の現在

横山和輝（名古屋市立大学講師/金融史）

私が金融史研究を志した大学時代、バブルが崩壊した。思えばそれは、「失われた10年」とも形容される慢性的な不況の幕開けであった。

その当時、金融論研究においてはメインバンク・システムが日本の企業成長を支えているという解釈が支配的であった。メインバンクによる企業危機の救済、経営効率化は確かに高度成長期においては確かにそれなりの効果が観察できる。しかしながら「失われた10年」において、我々はそのメイン・バンクシステムが十分に機能しないという現実に直面することとなった。

近年においては株主復権という言葉がしばしば取り沙汰されるように、証券市場を媒介とする金融仲介の役割や意義が見直されている。銀行だけではなく、証券市場も軸においてコーポレート・ガバナンス（企業統治）を構築すること、これは金融ビッグバンの政策目標の1つでもあった。

金融システムの進化を通じてスムースな経済成長を達成するための模索は現在も続いている。政策論議においては様々な視点から問題提起をなすべきであろう。長期的パースペクティブにおいて議論を投げかけるという点において、歴史研究は重要な意義をもつ。

ここで歴史を振り返ると、第2次大戦以前の状況がクローズアップされてくる。銀行ではなく株主を中心としたコーポレート・ガバナンスが機能し、先物取引というデリバティブを中心とした株式市場が形成されていた。金融ビッグバンは、新たなコーポレート・ガバナンスを構築するという側面も強いが、同時に、戦前のコーポレート・ガバナンスの諸要素を復活させるという側面も見出しうるのである。

従来の金融史研究は、金融機関の経営史研究、あるいは金融政策や金融制度の歴史的変遷を追究するという色彩が強く、株式市場の本格的な分析に取り組んだ業績はごく一部に限られていた。地主制研究や大資産家名簿の作成を通じて、どのような主体が株式に投資していたのかについてはある程度詳細な把握が可能となつたが、コーポレート・ガバナンスという視点にまではたどり着けなかつたのである。

しかしながら1990年代になると、東京大学岡崎哲二教授の一連の研究成果などにみられるように、コーポレート・ガバナンス研究や契約理論分析の発達を背後として、戦前におけるコーポレート・ガバナンスや株主の行動原理を分析する試みが次々と現れている。

伊藤正直教授をリーダーとする東京大学の研究グループは、明治期以降の資本市場に関するデータベースの構築を試みていく。どのような主体が株主として企業経営と係わり合いを持っていたのか、株式所有構造がどのような要因で、どのように変化し、さらにその変化が企業経営にいかなる影響を与えたのか、未だ解明されていない疑問に対する解答が提示されうる点で大いなる期待がもてる。また、宮島英昭教授をリーダーとする早稲田大学グループも企業金融に関する長期的

なデータベースの構築と統計データ分析を目標とした作業を進めつつある。企業金融のありかたそのもの（株式による調達か、金融機関からの調達か）が企業の投資行動や収益性パフォーマンスにどのように影響していたのか、またその関係性がどのように推移したのか、これらの疑問を解決する1つの糸口がつかめるものといえよう。

Windows95の登場を分岐点として、パソコンが普及し、多くの研究者が少なからず研究スタイルを変えることとなった。数量分析のテクノロジーも向上してきた。これは一面では誠に喜ばしいことである。ただしデータ分析と並行して解明されるべき論点はさらに残されている。コーポレート・ガバナンス研究についていえば、その1つが法体系の問題である。

資金提供者と借り手は契約を結んでいる。契約当事者相互の利害調整が行なわれることで事業プロジェクトは遂行されるものである。したがって、契約当事者がどのような法体系あるいは契約慣行のもとで利害調整をしていたのか、その外側を見る目も必然的に要求されてくる。この視点は、データ分析においてももちろん重要とされるが、データ分析とは別個のスタンスとして確立しておくことも意義がある。

契約理論分析、計量分析、法制史研究など、様々なスタンスの研究者との相互交流が望まれてくる。そういった、大きさに言えば異文化交流を通じて、新たな、かつ整合的な歴史解釈を提示すること、それが金融史研究につきつけられた大きな課題といえる。この課題を乗り越えることによって、現状の金融システムを様々な視点から包括的に議論することができるならば、それは大いに実りあるものだと期待できる。

■編集後記 ■学術mini情報誌「PS JOURNAL」第4号をお届け致します。

Time is like an arrow. PS Journal もおかげさまで1周年。これも偏に読者諸氏、関係者のご支援ご協力の賜物と心から感謝を申し上げます。ジャック・デリダに倣って言えば、彼の「脱構築」が私たちに投げかけたものを見つつ、〈脱領域〉、〈現在性〉、〈現象性〉をキーワードに微力ながらも手応えのある小冊子づくりを目指していきたいと思います。これからもご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。さて、今回の小特集いかがでしたでしょうか。(k)

PS Journal 2004 第4号 2004年11月20日 発行

●発行・編集:日本図書センターP&S PS journal 刊行委員会

PS Journal 編集部 〒112-0012 東京都文京区大塚3-10-6

TEL:03-5940-5474 FAX:03-5940-5476 e-mail:nps@nihontosh.co.jp

◎記事の無断複製、転載を禁じます。

●学術 mini 情報誌…フットワークで集めた学術先端情報●

PS

JOURNAL

2004 summer 第3号



特集: 研究者の現在Ⅱ

- ジェンダーの視点からの軍隊戦争研究 関東学院大学教授 林 博史
- 「ヒロシマ・ナガサキ」から 59年一風化に抗する意思 筑波大学教授 黒古一夫
- 曖昧な科学としての教育学 名古屋大学助教授 牧野 篤
- 汝、自身を知れ—京都大学総合体育館の建築論 京都大学助手 藤原 学
- 市町村合併と行政文書 福島大学助教授 荒木田岳
- 中国語教育雑感 京都大学助手 李 長波
- 250年間の「平和」(その2) 広島修道大学教授 落合 功

林博史（関東学院大学教授／現代史）

これまで日本軍の戦争犯罪・戦争責任についていろいろ調べ書いてきた。マレー半島での日本軍による華僑虐殺、東南アジアへの侵略、イギリスによる対日戦犯裁判をはじめとするBC級戦犯裁判、日本軍「慰安婦」、沖縄戦、戦争犯罪・戦争責任問題、など。調査で回ったのは、中国、北朝鮮、韓国、マレーシア、シンガポール、沖縄などの現地（資料館や大学も含めて）とイギリス、アメリカの公文書館、図書館などである。それらの研究は基本的には日本軍の問題だが、戦犯裁判はそれにとどまらず連合国に戦中戦後政策でもあるので、第2次大戦期から戦後冷戦期の各國の政治外交安全保障政策も勉強せざるをえない。当然、日本の戦前戦中戦後の近現代史は必須である。しかし日本のことしか知らないのでは日本のことときちんと理解できない。特に日本史研究者はそういう傾向が強いので（外国史研究者は逆に日本を知らなさ過ぎるが）、アジア一米英一日本という複合的な観点で考えようとしてきた。

最近、米軍についての資料を集めている。今日、米軍が世界中で戦争をおこし、他国の女性たちを貶めているからには、やはり米軍をきちんと分析批判する必要があると思うのだが、自衛隊サイドの軍隊のための軍事研究者や軍事マニアを除くと、平和の視点からの軍隊・戦争研究がきわめて遅れている。特にジェンダーの視点で考えてみたいと思い、米軍の性問題に対する政策をテーマとして取り上げている。

アメリカの国立公文書館では現在、1950年代の途中まで、米軍（陸軍）の世界各地への派遣軍の資料を見ることができる。資料によっては60年代も公開されつつある。売買春、性病、性犯罪、同性愛、軍紀など性問題といつてもいろいろなアプローチの仕方があるが、米軍がそうした性に対してどのように考え、対応してきたのかを19世紀末からたどっている。19世紀末というのはハワイ併合や米西戦争、義和団事件などによって、ハワイ、フィリピン、中国、パナマ、ペルトリコ、キューバなど各地に米軍が駐留をはじめたときだからである。戦後の日本や沖縄、韓国、フィリピン、タイなどアジア各地を占領あるいは駐留した米軍による性犯罪や買春などは大きな問題であったし、いまもそうである。かつての日本軍も国内では遊郭を利用し、海外では慰安所を作つて女性たちを性奴隸として扱っていたが、その日本軍がやっていたことはどれほど世的に共通のものであり、どれほど独自のものなのか、日米両軍を見ているといろいろ見えてくる。

米軍資料のなかのどこにそうした関係資料があるのか、最初は手探りで調べ（もちろんアーキビストからは貴重な手がかりを教えてもらったが）、たくさんの資料を請求してもハズレだったことも多かったが、この4年ほど何度も

公文書館に通ったので、そうした関係資料が含まれているファイルの見当がつくようになった。それらの資料を読みながら、米軍の性への対応が西欧や日本とはかなり異なつたものであることがようやくわかつってきた。

日本軍慰安婦問題が1990年代に大きく取り上げられるようになり、その問題にかかわるようになつたが、フェミニズムの議論から多くのことを学び、ジェンダーの視点の重要さをようやく理解できるようになつた。そのこともこうしたテーマを取り上げようと考えた理由である。

ほかにアカデミズムへの失望もある。たとえば日本の平和学会は1990年代を通じて日本の戦争犯罪や戦争責任問題をほとんどまったく取り上げなかつたし、ジェンダーの視点が欠けていると思われるような企画が多かつた。ようやく戦争と性暴力を大会で取り上げたのは2000年のことだった。日本の平和学は軍隊や戦争そのものを研究しようとしてこなかつた。これは日本の平和思想・運動にも共通する致命的な欠陥であるだろう。歴史学会のなかでも侵略戦争への反省のうえに研究を進めているはずの歴史学研究会も90年代を通じて（その後も）、戦争責任問題や慰安婦問題を大会で取り上げようとななかつた。日本が突きつけられた戦争責任問題、とりわけその中の慰安婦問題を取り上げようとしない日本の平和学や歴史学とはいひたい……。

女性国際戦犯法廷を開催したパウネット・ジャパンの企画である『慰安婦』・戦時性暴力の実態（緑風出版）の東南アジア編の責任編集者になったときにあらためて気がついたのは、東南アジア史研究者がほとんどこの問題を無視していることだった。結局、東南アジア編を執筆したのはほとんどがアカデミズムとは関係のない市民たちだった。そこで私は編者として次のようなことを書いた。「ところで奇妙なことに東南アジアを専門とする研究者はほとんど、日本軍の性暴力あるいは戦争犯罪・戦争責任について研究しようとしないし、被害者の声に対しても冷淡な現状がある。アカデミズムの中に閉じこもり、無難なテーマを取り上げて「業績」をあげ、大学のポストを確保するしか関心のない「学者」たちに対して、パウネットに参加してきた市民の力によって初めて本書の第2部（東南アジア編のこと）が可能になった。」

けっして全否定するつもりはないが、しかし戦争犯罪・戦争責任あるいは戦時性暴力について取り組む研究者の少なさをいつもながら痛感する。私は、アカデミズムの構成員に向かって語るのではなく、被害者の痛みに共感し現実を克服しようと努力している人々に向かって、その人々と一緒に歩きながら語りたいと思う。

「ヒロシマ・ナガサキ」から59年—風化に抗する意思

黒古一夫(筑波大学教授/日本近現代文学)

国のあちこちで、あるいは世界の各地で日々さまざまな出来事が起こり、時間は冷酷にもそれらの方を押し流してしまうが、しかしそれら歴史的出来事のうち私たちが決して忘れてはならないものの一つに、「ヒロシマ・ナガサキ」がある。

何故か。それは、一九四五年八月六日・九日に広島と長崎の両都市に起こった出来事が、それまでの人類史（地球の歴史）に起こったことのない「人類絶滅」「地球滅亡」を予兆させるものだったからである。アジア太平洋戦争の終結に際して使用された二発の核弾頭、つまり広島に投下された「リトル・ボーイ」と長崎に投下された「ファットマン」は、両都市を跡形もなく壊滅させただけではなく、広島で約二〇万人、長崎で約一〇万人（被爆後一年以内）の死者を出現させ、生き残った同数の人々にも「被爆者」として日々死と隣り合わせの生を強いることになった。

死傷者の数だけで言えば、例えば「ナガサキ」のそれと同じ年の三月一〇日に起こった「東京大空襲」とでは、そう変わらない。あるいは、アジア太平洋戦争における日本人の犠牲者三〇〇万人や中国人の犠牲者二〇〇〇万人と比べた場合、「ヒロシマ・ナガサキ」の犠牲者数ははるかに少ない。にもかかわらず、「ヒロシマ・ナガサキ」が人類史上忘れてならない出来事の筆頭にあげられるのは、繰り返すが、人類が自らの手で自らの存在を「絶滅」させる手段・モノを手に入れてしまったことを、告知するものだったからにはかならない。

この事実について、「ヒロシマ・ナガサキ」を体験した日本人も含めて、多くの人々が「知らんぷり」をしている。あるいは、本当にこの「人類絶滅」の可能性について気付いていないのかも知れない。というのも、先頃、機会があって世界で最初に核実験を成功させたニューメキシコ州アラモゴードのトリニティー・サイト近くの（言つても、何百キロメートルも離れている）アメリカ空軍基地内にある「National Atomic Museum（国立原子力博物館）」を訪れた時のこと、小学生ぐらいの男の子を連れた父親が、「リトル・ボーイ」の模型と広島の被害状況を説明したパネルの前で、子供に向かってしきりに「この爆弾で、アメリカ軍兵士の命が救われた、その数は五〇万人だ」というようなことを力説していたことが忘れないからである。その白人の親子は、「リトル・ボーイ」の前で一言も「Survivor（被爆者）」の存在について言葉を發せず、終始「アメリカの科学・発明がいかにすばらしいか」を誇っているように見えた。

考えてみると、「ヒロシマ・ナガサキ」から五九年、日本人だって先の白人親子と似たり寄ったりの認識しか持って

いないのではないかと思われる節が、少なからずある。一九七九年三月のスリーマイル島原発の事故、一九八六年四月の切尔ノブイリ原発の大爆発、そして二〇〇一年の東海村ウラン工場（JCO）での事故、等々を知り、高濃度放射線汚染物質の最終処理方法も未解決であることを知りながら、五十二基もの原発の稼働を許している現実や、「劣化ウラン弾」という名の小型核兵器による犠牲者の存在を何とかしようと思い、それが大量に使用されたイラクで調査中に「人質」となった若者に対して、「自己責任」なる見当違いの言葉を投げつけて「惰眠」をむさぼる己を正当化せんとした人々の存在を知ると、「核=ヒロシマ・ナガサキ」について、まだまだ十分な認識ができていない、と思わざるを得ない。また、大学生に「ヒロシマ・ナガサキ」の犠牲者の数を聞いてみたとして、約三〇万人と正確に答える学生は、皆無かほんの一握りで、ほとんどが数万人止まりで、中には数百人と答えてすましている者もいる。死者の数がこの程度なのだから、被爆者の数については、推して知るべしである。毎年八月になると、TVや新聞であれほど「ヒロシマ・ナガサキ」について報じるにもかかわらず、である。

そんな現状を顧みる時、「監修」などという役割を担った者が言うのはおこがましいのだが、この度刊行された「ヒロシマ・ナガサキ=核」に関する「文献=事実」を集めめた『原爆文献大事典』の存在意義は大きい、と言わねばならない。一九四五年八月六日・九日以後の「核」に関するあらゆる文献（書籍）について、基本的な書誌事項はもちろん、全てでないが多くに「目次」まで付けたその内容は、「核=原水爆・原発・核開発」に関心を持つ者の必携図書、と言える。編年体による構成、巻末に付けられた「索引」も、使う者の身になって作られており、「歴史年表」「辞書」的な側面もたぶんに持っている「事典」である。もちろん、「事典」・「書誌」の類に「完璧」がないように、本事典にも「落としたもの」や「間違ったもの」があるだろうと思う。それらは今後「改訂版」が出る時に処理されなければならないが、それはともかくとして、この約四〇〇〇の文献を集めた『原爆文献大事典』が、現代人の「核」認識を正すためにも、また「核」についての研究を進めるためにも、図書館や大学研究室の必携文献であることに間違いはない。そのことについては、「監修者」として断言できる。

曖昧な科学としての教育学

牧野 篤（名古屋大学大学院教育発達科学研究科助教授/生涯発達教育学）

「ご専門は？」と問われて、「教育学です」と答える。「ああ、先生を教えるのですね」と相手はいい、「いえ……」というこちらの反応にはお構いなしに、必ずこう続ける。「いややあ、先生たちも大変ですね。子どもたちがこんなに荒れてしまっているんじや。でも、学校も変ですよね。問題教師もたくさんいるっていうし……。一体いまの教育、どうなっちゃったんでしょうかねえ。」…………このまま延々と続くであろう、一方通行の話に、こちらは気が滅入ってくる。専門を問われた時点で、こうなることは経験的にわかっている。教育学ほど、何を対象にしているのか曖昧で、それでいて、というよりは、だからこそ誰もが一家言もつことができて、ゴシップ的に、それなりの教育論を展開できる学問も珍しいといえば珍しいのではないか。そして、それを生業とする者はこの曖昧さに魅力を感じているところがある。

この曖昧さはどこから來るのか。それは、端的には、教育学が、人が人として生きていくという当たり前のことを扱いながら、そこに何らかの価値を見出そうとする、半ば苦し紛れの学問であることによって生じる苦悩であるように見える。人が生きることに関わるすべてのことに首をつっこんで、そこから何かの意味や価値を見出そうと苦闘する。それが、教育学のおもしろさでもあり、苦しさでもあり、曖昧さの原因なのだろうと思う。そして、昨今のような不透明な時代には、このような曖昧さを武器にできる学問が必要なのではないだろうかとも思う。

たとえば、佐世保の小6同級生殺人事件のようなことが起こると、人々はその原因のすっきりした解を求めて、専門家に頼る。そこでは、その事件そのものの当事者とくに加害者が主に分析の対象となるが故に、心理学の専門家の意見が注目される。しかし、注目されるだけで、人々はてんてこ舞い勝手な解釈を加え、不安をあおりつつ、それを楽しんでいるかのように、評論家集団のような社会が現れ、そのうち、話題も消えてなくなってしまう。そして、何も変わらないまま、当事者である子どもたち自身は、事件を起こした子どもと心性を共有しつつ、苦しい日常に放置されることになる。その結果、その翌年、数年後、同様の事件が起り、また人々は喧々囂々一過性の議論に明け暮れ、そしてまた忘れてしまう。1997年の神戸・酒鬼薔薇聖斗事件以来、子どもたちの動機の不可解な殺人事件、つ

まり98年の栃木・黒磯中学女教師刺殺事件、2000年の豊川・主婦殺人事件、佐賀・バスジャック事件、03年長崎・幼児誘拐殺人事件、そして佐世保の事件、とそれは繰り返されてきたのではないか。

教育学は、これらの問題に対して、心理学が提示するような<解離>または人格の多重性を抱え込んだ自我という見解を受け入れつつ、なぜ、それが現象するようになってしまったのかを、社会構造的に考えようとする。この場合の社会構造的といふのは、社会の変動がもたらす人間関係の変容が、どのように子どもたちの存在のあり方に影響を与えていたのかを考えることである。そこでは、だから、関連科学である社会学の見解<データベース型自我>という自我論や脳科学でいわれるような前頭連合野に障害を持つ人との共通性、さらには経済学にいうグローバリゼーションのもたらす人間像なども参照にされながら、子どものあり方に即した原因の解明が試みられる。たとえば、上記の佐世保の事件につながる子どもたちの引き起こす事件には、<カラダ>と<コトバ>が深く関与していること、そして、それらが社会的に強い変容を強いられていることによって、自分の心を<コトバ>で統御する根拠である<生の強度>を欠いているのではないかという仮説が導かれる。そして、それはまた、人間が人間として自らを形成する場合に必要な他者との関係性の欠如としてとらえられる。たとえば、家族の人間関係の切断と市場化による<カラダ>を包み込む強い生の感覚の欠如、地域の商店街のシャッター通り化による人々の親密公共圏の解体と相互承認関係の崩壊などとして、それらは経験的に析出される。これらの原因や理由は、厳密な数値によって導かれるものではない。その意味ではきわめて曖昧かつ主観的なものでしかない。しかし、人間がある価値判断をする場合、それがいかに厳密に方法化されていようとも、方法の選択が主觀から逃れられず、しかもその方法が扱える範囲のものを扱っているに過ぎない以上、それはまた主觀である以外にはない。その意味では、初めから人間という曖昧なものをそのまま扱うことで、いわゆる科学的な方法を拒否する科学であるが故に、教育学は、今のような時代には、ある種の解を求めるために必要な学問なのではないか。ある教育学者は、すでに50年も前に次のようなことをいっていた。「教育とは社会的な諸機能、つまり政治、経済、文化という機能と並列のものではなく、それらの機能がさらに枝分かれしたところにあるものである。だからこそ、教育は、それら機能を人間化することができる」。教育学を專攻する者として、肝に銘じたい。

汝、自身を知れ—京都大学総合体育館の建築論—

藤原学（京都大学大学院人間・環境学研究科助手/建築論）

京都大学には、入学式や卒業式を行う専用の施設はない。それらの式典は総合体育館（増田友也設計、1972年竣工）で行われている。一年間に二度、運動施設は式場の仮面をかぶるわけである。いや、仮面というのはふさわしくないかも知れない。隠されていた建築の意味が現れ出る、といった方がよさそうだ。総合体育館は、京都大学創立七十周年記念事業の一環として建設されたが、その事業終了を伝える記事には「入学式、卒業式等全学的な式典にも兼用できる施設とした」（「京大広報」No.176）とあるから、総合体育館を式典に用いることは、設計段階から想定されていたと考えられるからである。

ところで建築は、いわゆる純粋芸術とは異なり実用目的をもつてゐるから、その造形を審美的に観ることもできれば、倫理的に読み解くこともできるはずである。大仰な言い方だが、倫理とは、ここでは、人間の行為について考えること、といったことを意味しているに過ぎない。そして実用目的とは、建築を利用する人間の行為に関わることに違いないから、建築の造形には、設計者がその行為をどのように考えたかが反映されているはずである。総合体育館には、入学式と卒業式という、教育機関にとって節目となる重要な式典の意味が、どのように織り込まれているのだろうか。

総合体育館は東大路通りを隔て、京大の本部キャンパスと向かい合って建っている。本部キャンパスが扉と門で囲まれているのに対し、体育館は東大路通りに直接面している。扉や門で外部と隔てられることなく建てられている建築は、京大にはこの体育館と楽友会館（森田慶一設計、1925年竣工）の二棟があるが、楽友会館は同窓会館として建てられたものだから、在学生が利用する施設では体育館のみということになる。扉で囲うことは、その領域を画定し、他と区別することにほかならないから、体育館はこの点では文字通り社会に開かれて建っているということになる。逆に言えば、体育館の扉の前に立つとき、そこが京都大学であるということは、形式的には保証されていないのである。

総合体育館は二階建てで、プラットフォームと呼ばれる基壇の上にそびえる二階部分が主体育館であり、そこが式典の場所である。入口は二カ所あり、どちらも二階に設けられている。一つは、東大路通りに面した大階段を上った正面（東側入口）。もう一つは、体育館南側に沿った別棟の部屋群の奥にある階段を上ったところ（西側入口）。西側の入口に入ると、靴脱ぎがあり、ロッカー室がある。対して東側にはそのようなものではなく、ラウンジを経てアリーナへとつながっている。つまり、運動施設として用いるときには西側入口を、式典に参列するときには東側入口を利用するよう、区別されているのである。大階段を上って東側から入る体育館、これが式典の場所としての体育館なのである。

東大路通りから大階段を上ると、目の前に立ちはだかるように壁が建っている。大規模な建築物にありがちな单调な壁面となることを避けるかのように、影りの深い格子が、独特的のプロポーションで配されている。このデザインの壁面が、体育館の四周すべてを覆っている。

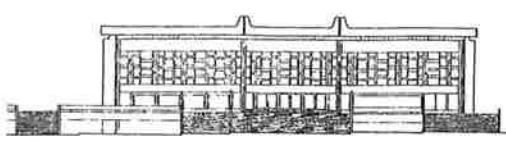
余談になるが、これだけの規模の建築を、単一の素材による単一のデザインで設計することは、相当に勇気のいることである。しかも単調な印象を与せず、端正で格調高く、ある種厳格な印象を生み出しているのは、設計者の力量を物語るものである。

大階段正面の壁に戻ろう。入口はその壁面の下、やや奥まったところにある。壁面の量感の大きさに比べ、いかにも小さい。扉には、人を招き入れるデザインと、それを拒むデザインがあるが、この場合は後者の側にやや寄ったものとなっている。扉を開け、内に入ると、外壁と同じ格子の壁が正面に見える。ところがこの正面の壁面は、ロッカーリアとアリーナとを隔てるもので、外壁の裏側が露出しているわけではなく、あたかもそうであるかのように見える意匠となっている。アリーナ内部に居ても外壁を意識するように仕向けられているのである。わざわざそんなことをしたのは何故か？

入学式も卒業式も、参列するには資格が問われる。形式的には入学試験に合格したとか、単位が足りているといったことだが、その意味するところは、京都大学で学ぶにふさわしいか、京都大学で学んだにふさわしいか、ということである。体育館の設計者はこの点について、或る考えを持っていたようである。

総合体育館の大きな壁面と小さな扉は、式場に向かう人の流れを滞らせることになるだろう。そこに入る前に、しばしば立ち止まれといふのである。式場の内と外では、空間の意味が異なるからである。式場の外は、一般に開放された場所である。対して式場は、入れる人が制限されている。設計者は、この異質性を、体育館の敷地を囲で囲わないことで際立たせている。その結果、空間の意味の変化は、そこに居合わせる人の立場を反映することとなり、式場に足を踏み入れることが重要な意味を担うことになる。もちろん、その一步を踏み出すのは自分である。しかしその前に、式場へ入るにふさわしいか否か、自分で判断することが求められているのである。ちょうど、いま立っている場所が京都大学であると形式的に保証されていないように、自分がこの大学にふさわしいか否かは、他人の判断に委ねることはできない。それを自覚した者が、みずからの判断で歩みいる場所、それが式場だというわけである。異質な空間を隔てる壁は、自分が乗り越えねばならない「壁」として機能しているといえよう。それゆえ式場内にこの壁を露出し、そこで改めてみずからの判断に責任を持つよう促しているのである。

いったい、自分自身を知ることは、新しい知識を得ることよりも遙かに困難なことである。こんなことを要求しているのだから、総合体育館はやっかいな建築といえるかも知れない。だがしかし、見かけだけは「大学らしい」建物が建っていく中、京都大学の建築としていずれがふさわしいか、火を見るより明らかであろう。



参考図

市町村合併と行政文書

荒木田 岳(福島大学行政社会学部/地方行政)

市町村合併研究を開始して十数年になる。昨今ではすっかり流行の、あるいは流行の峰を越えた感のある市町村合併であるが、当時はあまり議論に上ることもなかった。実際、政治学と行政学、歴史学の隙間のような領域であり、たまたまその「隙間産業」を研究していたら脚光を浴びはじめたという次第である。むろん、脚光を浴びたのは市町村合併の方だけで、私の研究の方は、あいかわらずマイナーなままである。「平成17年3月31日までに合併しなければ合併の恩典は与えられない」というふれ込みで、現在その滑り込みのために全国で市町村合併ブームが起こっている。この期限自体が、いわゆる合併特例法が1965年に10年間の时限立法として世に出てから3回の期限延長を経てようやく40年目の節目を迎えることを示すものなのであるが、このこともあまり知られてはいない。市町村合併が唱導される際の論理と、その現実とのギャップについても、検討するための豊富な事例があるにもかかわらず、あまり省みられることはない。

今年(2004年)4月1日、新潟県北蒲原郡の2町2村(水原町、安田町、京ヶ瀬村、笠神村)が合併し阿賀野市が誕生した。また、同県東蒲原郡に属する2町2村(津川町、鹿瀬町、上川村、三川村)では、5月15日に合併調印式が行われ、来年(2005年)3月31日付で阿賀町として再編されることが決まっている。阿賀野市と阿賀町が隣接している様子を想像すると、「区別」を旨とする「地名」の意味が問われるような気がする。しかも、関係8町村のいずれにも「阿賀」の町村名が見あたらないのも特徴的である。以前に岩手県北上市が誕生した際にも同様の事実があった。

さて、東蒲原郡といえば、越後国でありながら、会津藩領だったこともあって、明治初年には若松県に属し、その後、福島県に編入された経緯がある。その後、福島県府移転問題に付随して、明治19年、新潟県に移管になった。現在、筆者はこの東蒲原郡を研究対象にしているが、市町村の合併であれ、郡の移管であれ、こうした組織再編の際に特徴的なのは、再編期に史料が散逸するという一般的な傾向である。『新潟県史』をみても『福島県史』をみても、東蒲原郡に関する言及は他地域にしてきわめて少ない。当該地域に対する位置づけの問題かと考えたが、そのためだけでもないらしい。実際、新潟県立文書館に行っても、福島県立歴史資料館に行っても、東蒲原郡関係の行政文書は多くない。移管に際して散逸したことが原因であろう。市町村合併に際しても、同様の事実が見受けられる。とりわけ、合併問題の際の史料散逸には「構造的」要因があるように思われる。「昭和の大

合併」は、地方財政危機の時代に、その打開策として実施された。しかし、全国の町村合併が一段落するころに、多くの自治体で財政破綻が起こった。1955年12月に「地方財政再建促進特別措置法」が成立しているのも、そのことと無関係ではない。筆者の住む福島県では、市町村の1/4が財政再建団体に指定された。なぜ、市町村合併の直後に財政破綻が起こるのか。その理由は、合併に際して多くの自治体がモラル・ハザードを起こすからにほかならない。積み立てた基金は、合併時に「持参」したくない。「タッチ・ゾーン」という名の財政経過措置期間を置く場合には、合併後も地区別に予算が配分されることになる。その際に参照されるのが「前年度実績」である。とすれば、合併直前に基金を切り崩し、借金しても事業をした方が、翌年以降の「資金繰り」がよくなる。だから、合併直前に駆け込み事業が各地で実施される。これは、現在も変わらぬ傾向である。なぜ編入合併が決まった自治体で役場を建設し、議場まで整備しているのか…。合併直前の議会で「のし袋」が配られたり、およそ不可解な時期に合併先進地域への「視察」が行われたりする。「昭和の大合併」の際に、全国的に記念品として金時計が配られたことも有名である。それらは、通常の感覚では理解できないが、上記の経緯に照らせばよくわかる。だから、市町村合併によって財政が立ち直る見込みはほぼ皆無だという話になる。しかも、こうしてできた負債は合併前町村の責任とされる。かくして、財政再建団体に転落した場合にも、文書の保存年限の5年が経過するとすぐに廃棄処分になるのが通例である。市町村合併は、そういう「うま味」があつてはじめて着手されるし、そのような「儲け話」の痕跡は、関係者にとっては知られたくない話だからである。役場の統合に際して簿冊も統合されることが原則である。しかし、簿冊群も「歴史的大荷物」であるから、その移管や保存には、ある「選択」が加えられる。そして、この「選択」には、いつも「人情」や「手心」がついて回る。こうして、役場の「日常」にまつわるような史料、職員にとって不名誉な事実に関しての史料は、多くの場合、闇に葬られることになる。史料に残らない歴史を復元することは困難を極める。合併問題に意義があるとすれば、そのことを考える好機であるという意味においてであろう。なお、蛇足ではあるが、現在、役所・役場で流行しつつある「ファイリング・システム」という方法は、従来の簿冊方式と違って、決定の「結論部分」のみをリアルタイムで更新していく方式である。こうなると、いかなる経緯で当該決定に至ったかを示す文書が残らなくなる。政治過程を研究する者には致命的な文書管理の方法である。この意味でも、21世紀初頭の地方行政をめぐる状況は、歴史家にとって受難の時期であると言わざるをえない。

中国語教育雑感

李 長波(京都大学大学院人間・環境学研究科助手/日本語学)

思い起こせば、日本に来て十六年、その内十四年間何らかの形で中国語教育に関わって、非常勤、専任を合わせれば計四校で教えたことになる。その間感じることをこの機会に教科書、分担、カリキュラムの順に振り返ってみたい。

まず教科書の選定は、大きく三つのパターンに分けられる。

一、自由型。

非常勤、専任を問わず、担当者に教科書選定の裁量に委ねる方式。この方式の一番の長所は担当者の自由な裁量が利くことであるが、欠点は使いやすい教材に人気が集中し、どうしても調整を要することと、複数の担当者間の事前調整が事実上困難なために、教科書の間に、若干難易、構成、文法解説の食い違いがままである。極端な話、初級の教科書でも文法解説がどこも同じように要領を得て当を得ているわけではない。A 先生の授業でわかりやすく説明されたものでも、B 先生の説明を聞くとまたまた五里霧中ということもないとは限らない。この問題は特に文法と演習との間に著しい。

二、統制型。

専任、非常勤を問わず同じ教科書を使う方式。教科書はだいたい専任の教員の作ったものを用いて、進度まで決めるケースもある。この方式のもっとも有り難いところは、非常勤の教員は毎年悩みながら教科書をあれこれ選定する手間が省けることと、自由型のような担当者の個人差を極力押さえ、学習者にはほぼ均一の授業を提供し、カリキュラム通りの授業を保障できることにある。その分専任の教員の責任は大きくなる。まず教科書に詳細な文法解説を入れなければ、担当者が必ずしも期待通りの授業が出来ないので、文法解説はどうしても微に入り細を穿つことにならざるを得ない。非常に合理的な方式であるが、その反面、難点もいくつかある。まずその第一は文法解説が詳細になればなるほど教える人が楽になるという単純計算が成立しないことである。編者がスーパーマン的に初級でも中級でも万人納得のいく分かりやすい文法解説を一貫して書いてくれれば話は別だが、実際のところどの教科書にも一長一短があり、完全無欠な教科書なんて未だかつて見たことがないそもそもあり得ない。特に担当者がより分かりやすい説明の仕方を知っているながら曰く言い難く、結局不本意な説明に甘んじてしまう歯がゆさがなきにしもあらず。

三、中間型。

一部の教科書を指定し、一部を担当者の自由に任せ的方式。実際は基礎の教科書を指定し、演習は担当者の自由に任せのケースがある。この方式の長所はある程度均一の文法を教えることが可能なことであるが、その難しさは文法と演習の組み合わせにある。というのは、せっかく文法で良い教科書を使って講義しても演習で違う教科書によって異なる説明をされたら、やはり自由型と同じ混乱が生じるからである。そしてもう一つの難しさは、文法教科書を定期的に換えるかどうかの判断にある。本当に良い教科書であればわざわざ換える必要はないが、そうでなければやはり定期的に換えなければならない。常に良い教科書を選ぶためには専任の教員の目だけが頼りである。

教科書と連動するのは役割分担である。自由型に基本的に基礎（文法）、演習の役割分担はあるものの、すべて教科書次第なので役割分担もややもすれば曖昧になってしまいやすい。下手すると、めいめい自分の得意なことを教えたりする。文法の教科書もまちまちなので、学生にとっての授業の当たりはずれが大きい。ただこの自由型のそもそもの根柢は恐らく担当者が全員高度な中国語教育能力を有することにあるから、昔クラス、スタッフともに少ない、古き良き時代のことならいざ知らず、現実問題として受講者が激増し、スタッフが極度に不足してしまえば、やはり改善の余地を多く残していると言わなければならない。

統制型の役割分担の一例に過ぎないが、二人で同じ教科書（基礎と演習を兼ねたもの）を使って週二時間のうち一時間ずつ交替に教えるケースである。結局担当者間のコンピネーションがすべてを左右してしまいかねないので、教科書の編集者と使用者、担当者間のコミュニケーション不足が足かせになり、教科書の問題点にもまして役割分担の問題が教科書の良さを相殺することもある。

中間型はどうか。中間型には、自由型と統制型のような目立った難点がないかわりに、よりよい文法の教科書を探し求める工夫が専任の教員に課される。もし改善の余地があるとすれば、やはり演習の教科書もついでに選択の幅を狭めるなり指定しておくべきだしほうが良いかもしれない。というのはいくつかの重要な文法説明に限ってもいいから、文法の説明が食い違わないように調整することによって、教科書選定の自由を狭める代わりに、文法、演習の担当者はある程度統一した見解でもって授業に臨むことができるからである。これは特に自力で教科書編纂が難しい場合現実的な方式である。

なんといっても理想はやはり自力で教科書を編修することである。文法の教科書だけでなく、演習の教科書も自力で編纂し、または同じ著者のものを用いる。著者は出来れば複数、更に言えば担当者全員の意見が反映されるような編集体制が望ましい。この場合役割分担のオプションとして基礎・文法は日本人、演習は中国人というのも効果的かも知れない。これは一見簡単なようであるが、実際かなり実現が難しいようである。というのは今まで文法の教科書にドリルがあつても、基礎と演習（練習問題集のことではない、為念）の教科書を一貫した構成で編纂した前例を寡聞にして知らないからである。そうかといつてかくして理想論を滔々と述べている自分にそれが出来るかというと、答えは勿論 NO であるから、アイデアだけ披露して有志の努力を俟つのみ。

最後にカリキュラムの問題である。自由型の場合、教科書、役割分担に上記の難点が改善されない以上、これに加えても週一時間しか受講しないのであれば、効果はそうとう危ういであろう。どんな語学でも忘れないためには最低週に二時間受講することが必要と言われる。先生は同じ先生でも異なる先生でも構わない。ただ基礎と演習との組み合わせであればよい。統制型と中間型のカリキュラムの良さはそもそも週二時間ほぼ同じ内容を同じ教科書（先生は異なるが）を勉強することにあるので、カリキュラムの問題は特になさうである。

250 年間の「平和」(その 2)

落合 功(広島修道大学教授/日本経済史)

江戸時代は、幕藩体制といわれるが、それは、将軍を頂点とした幕府が全国支配をする一方で、各藩主が各地を支配するものであった。基本的には、経済、政治、外交、軍事などを掌握し、圧倒的な権力基盤を背景をしていたが、豊臣政権の時の様に、軍事的負担を課すことにより、主従関係を確認することは無くなかった。徳川政権においては、城曾請や川普請などを諸大名に課したり、大名間の序列に基づく、儀礼的な秩序によって、主従関係や自身の位置を確認するようになったのである。江戸場内での諸大名の控室も、それぞれ家格によって異なっていたのも、こうしたことによるところが大きい。こうした負担の軽重は、原則として、諸大名の有した石高に応じて課せられた。

さて、江戸時代の 250 年の平和の間に、どの様な変化があったのであろうか。大きく二つの点を紹介しておくことにしよう。

一つは、「生きる」ということに対する観念が変化したことである。前稿において、戦国時代では生きている時よりも、死後の極楽往生を希望する一向一揆が全國的にに展開したことを紹介した。死後への世界の方が、生きている時よりも重んじられていたのである。こうした考えが「平和」の中で変化していくことになる。

五代將軍徳川綱吉が出した生類憐みの令は、人間よりも犬を大事にした悪法といわれる。実際、犬を保護するために大小屋が造営されていた。その範囲は、現在の中野区役所を中心に 29 万坪に及び、10 万疋の犬が保護されていたといわれる。鼠が足下に居たので驚いて避けたら、鼠が怪我をしたということで牢屋に入れられた人も居た。また、鳥類や貝、海老などは食事として使うことも禁じられている。生け贋に魚を飼い置くことも禁じられている。病の馬を捨てた人物に対しては、流罪が命じられている。

生き物に対する殺傷や乱暴に対して、厳しい处罚がなされていたのである。天下の悪法といわれる、この生類憐みの令は、実は動物保護だけを目的としたわけではなかった。注目できるのは、同じ時期、捨子禁令が出されていることである。当時捨子は経済的理由で養育できなくなった母親が捨子をすることはしばしばあった。こうした捨子を禁止し養育義務を課していく。この様に生き物を大事にすることが触れとして出されているのである。

また、それに先立つ、1641(寛文 3)年の殉死の禁止は、こうした流れで把握できることである。殉死とは、主君の死を追って自殺することである。自身の死によって家の繁栄を断つという思想は、否定されることになったのである。死ぬことを自己表現とする思想を否定し、生きることを大事にする思想がこの時期芽生えてきた表れである。また、近世社会の厳しい身分制度は、逆に、戦場で戦うのは武士身分として認識されていく。もちろん、幕末期になると農民も敵焚き(陣火)として微発されることはあるが、決して戦場で戦うといった戦闘要員ではなかった。近代以降、国民皆兵を基調とした微兵令が施行されたときも、農民層を中心として血税一揆が起きるが、これは、「何故、農民が戦場で戦わなければいけないのか」という、農民身分の素朴な疑問も一つの理由として挙げられよう。

また、近世では紛争処理に対応する場合、武力・暴力によって鎮圧することはほとんどなかった。百姓一揆に際して、農民が手にした竹槍の先も実は尖っていないかった。竹槍も示威手段として手にすることはあっても、決して殺傷目的ではなかったのである。人と人

とを傷つけ合うことは、この時期、紛争解決の手段とは必ずしもなりえなかつたのである。

第二に、250 年間もの平和は、全国各地への自由な流通を可能とした。

村での人々も生産活動に専念することを可能とし、農業生産力の上昇にも力を注ぐようになる。そして、1700 年前後からは、特産品の生産も盛んに行われるようになったのである。

幕藩体制は、分権集権制といわれ、幕府という中央集権的な権力がある一方で、各藩による分権的な権力があった。藩は、独自に年貢を徴収し、支配することができたのである。藩は、財政収入確保のためにも、特産品の生産を奨励した。近世は江戸や大阪など都市も繁榮したが、他方で地方も繁榮し、「地方の時代」を作り出していく。この時期、都市と地方がバランスよく発達したのである。

身分としての武士身分は、支配階級として都市に在住するのに対し、原則として農村には農民だけが住むことになる。支配者からの触れは、触書として各村を回観する)ことで伝達し、各村の村役人は御用留帳に書き留めた。年貢など村に課せられた負担も、村が単位になっている。近世後期、「読み・書き・算盤」は、村人として、必須の要件であった。地方(各村)では、寺子屋が普及することで識字率も上昇する。

近世は、鎖国体制を敷いており、長崎など特定の開港場でしか貿易が行われてはいなかった。砂糖など輸入品の国産化も積極的に推進されている。近世初期は最大の輸入品であった生糸は、幕末の開港時には最大の輸出品になるまで成長したのである。

もちろん、近世社会は決して全ての面においてバラ色であったとは限らない。捨子禁令は出されても、現実に人工調節の手段として間引は行われていたし、その意味で、人口増加への抜本的な解決は、近代以降の産業革命まで待たなければならない。各藩の資金の出所は藩札発行によってなされるが、その発行額が増加することで、近世後期には金融危機を招いている。

ただ武力によって平和を維持するという手段は、日本史ではすでに約 300 年前のことであった。そして、問題は内包しつつも、平和によって得られた果実は、大きかったのである。

■編集後記 ■学術 mini 情報誌「PS JOURNAL」第 3 号をお届け致します。国立大学の独法化も動き出し、大学鳴動、激動の時代の中での今回の特集、研究者の意吹が行間から読み取れる傑作小論になりました。時代は確かに大きくギアチェンジを計り始めたようです。

記述的な署名にはうんざりですが・・・ご一読下さい。外国の日本研究、文学の現在、センター、若手研究者の登場等小特集を組んでいく予定です。また、読者諸氏のお便りをお待ちしております。(k)

PS journal 2004 summer 第 3 号 2004 年 8 月 10 日 発行

●発行・編集:日本図書センター-PS PS journal 刊行委員会

PS journal 編集部 〒112-0012 東京都文京区大塚 3-10-6

TEL:03-5940-5474 FAX:03-5940-5476 e-mail:nps@nihontoshou.co.jp

◎記事の無断複製、転載を禁じます。

●学術 mini 情報誌…フットワークで集めた学術先端情報●

PS

JOURNAL

2004 spring 第2号



*PS
JOURNAL*

特集：研究者の現在

■研究と調査

山梨学院大学教授 我部 政男

■日系カナダ人史研究の現在

京都女子大学教授 坂口 満宏

■大学で「文学」を読むことの質的転換の試み

福島大学教授 澤 正宏

■「平成の大合併」と農村社会史研究

同志社大学教授 庄司 俊作

■旧農林水産省管轄岩手牧場所蔵資料

岩手県立大学盛岡短期大学部助教授 後藤 致人

■250年間の「平和」

広島修道大学助教授 落合 功

研究と調査

我部 政男(山梨学院大学教授/日本近現代史)

研究活動に調査はつきものである。調査の成果がなければ研究の進展もありえないのが普通であろう。もともと研究テーマには乗り越えるべき多くの課題があり、課題に関連して可能な限り細密な調査がなされるのが一般的なようである。精密な調査結果に裏付けられた研究は、それだけ説得力もあり、内容も豊かになるであろう。理想的に言えばそのとおりであるが、はたして調査がそのような成果を約束されているかといえば、必ずしもそうでない。いわゆる脳道にそれるというような体験をしばしば味わってきた。

私の研究テーマは沖縄の近現代史であり、それに関する調査・研究もそれなりに行ってきたつもりでいる。沖縄の近現代史はアメリカの沖縄支配という現実のなかで、ある実践的な意味を持って追及してきたという傾向がある。そのために琉球政府・沖縄県は、沖縄県史の編纂を心がけてきたが、これはアメリカの統治・支配下にあって、現実には沖縄県ではない沖縄県が存在することになり、その理念的な沖縄県を求めるところからなされてきた仕事であった。県の歴史編纂事業は、私の調査・収集を激しく刺激し、大いにその成果の恵を受けることが出来た。しかし一方また、そのような編集で完成された仕事に対して、賛成できないところもあった。調査を生命とする学問研究にとって、他機関の行ってきた成果に、どっぷりとよりすがつた研究に対して、ある嫌悪と強い反発を感じてきたのも事実である。そのような意味で調査・研究には、協力すべき側面もあるが、そのような傾向に対して自らの立場を矜持して対処することもまた一面において求められている。先にも触れたように調査は時として最初の目的から外れて脇道のところに進むことが多い。私自身沖縄近現代史研究を志しながら、いつとはなしに沖縄近現代史研究からはずれ、日本近現代史研究に流されてしまった。それも研究の分野をひろげた意味でまた沖縄近現代史の日本の近現代史のごく一部であることを思えば、とりたてて言うほどのことではないのかもしれない。しかしその事実は、私にとって大きな転換であり、大きな世界の発見でもあるかのような意味をもつものである。視野の拡大ということは、調査の結果出てくるというのが常識的であるが、私の場合は必ずしもそうではなかったかのように見受けられる。

明治期の日本と中国に介在する沖縄の琉球処分の研究を通して、日本と中国の両地域に目覚め、日本国家の意思によって決定されることの多かった琉球の立場を理解するには、日本国家独自の公文書に私の目をひきつけていったのである。琉球大学に職をえて、第一回目の国内研修があったとき、私は廃校を間近に控えた東京教育大学を選んだ。大学でのゼミには出来るだけ参加するようにしたが、かねてからの念願であった沖縄に関する近代史資料の調査・収集にとりかかることとなった。非常に幸いなことに、ちょうどその前年、国立公文書館が開設されたのである。国立公文書館の活用、利用を勧めてくれた指導教授のアドバイスもありその後私の調査地はほとんどが国立公文書館に集中することとなった。開館の9時前から、そして閉館の5時まで公文書館で過ごすようになった。その頃の公文書館の

利用者は非常に少なくて、時には私一人で云々を何回もしているような状況下で錯覚する静けさであった。また職員も文字通り手をとり、足をとり、資料の所在、関係文書の所在等を詳細に伝授してくれた。きわめてありがたい時代であった。その反面で、正直にはっきりといえば、開館当時の国立公文書館目録は、きわめて利用にくくわかりにくい状況にあった。おそらく一年間の時間をかけて、通ってはじめて目録を見て、目的とする資料を探すことができるようになるのが当時の状況であった。今日ではほとんどの資料がコンピューターに収められ、現在パソコンの端末でもって関係資料にアクセスできることは、天と地の差があるといつてもいいであろう。とかく自らの手を使って資料の所在を確認する方法は、記憶力の弱い私には、良い勉強方法になった。沖縄研究からはずれ、日本近現代史の資料群の中に迷い込んだ私は、いつしか寿命の短い研究論文を読むよりは、寿命の長い元資料を読むことにある価値を置き始めていた。そのような中で例えば地方巡察使復命書、元老院日誌、内務省年報、機密探偵日誌、明治建白書集成、地方巡幸史料、地方官会議史料等の資料を公刊する作業にかかわるようなことになるのである。それらの史料の刊行作業はそれなりに評価されているようである。

日本の国立公文書館での調査・収集の体験を踏まえて私の調査の目は、ワシントンのナショナル・アーカイブスに向かわれるようになってしまった。そしてそこでは沖縄戦に関する写真資料を多く見ることができ、文献資料とは違った意味で、写真資料が持つ魅力のとりこになってしまったのである。アーカイブスでは日清戦争、日露戦争、義和団事件、シベリア出兵、アジア太平洋戦争といったように日本国家が過去に関わった写真資料に特別な関心を持つようになった。これらの仕事は今始まったばかりで、必ずしも調査の成果がでているとは言えないが、今後も続けていかなければならない仕事のように思われる。調査のことでの北京の第一歴史档案館にも琉球処分関係の資料があり、また日本の外務省が送られた書簡が多く保管されているものを見ことがある。また梅謙次郎博士を招聘するに際して、中国側が揃えたアジアに関する法律資料も多く残っているようである。

台湾總督府の公文書は台中の文献委員会に保管されているときに見たことがあるが、それから20年これらの文書は研究者の目に触れることが多くなってきているという。樺太庁文書はユジノサハリンスクの公文書にそのまま保管され、日本からの研究者は自己に関連する分野を閲覧しているようであるが、全体を日本で閲覧できるようにすることもこれからの研究者および政府の仕事ではなかろうかと思う。研究者にとって資料は大きな資源である。その資源を独占したがる気持ちはわからないでもないが、そのような状況では研究の推進はきわめて難しいものになるであろうことは調査に関わったことがある人ならば誰でも知っていることである。知っていることが現実を変えることが出来ないのは、またそれなりの合理性があるからであろう。アメリカのナショナル・アーカイブスを利用して、資料の大切さと資料の利用公開等を学ぶことが出来て、アメリカの民主主義の歴史がいかに偉大なものであるかを痛感しつつ、その国家が世界で果たしている役割とのギャップに沖縄のアメリカ統治を生きた人間として実感するものである。

日系カナダ人史研究の現在 坂口謙宏（京都女子大学教授／文化史）

私に与えられたテーマは「移民研究の最前線」であるが、ここでは「日系カナダ人史研究の現在」と題して、主に1960年代以降、日本で発行された図書を中心に、研究動向を振りかえってみようと思う。なお、英語文献を含めた日系カナダ人史に関する研究動向の整理については、オードリー・コバヤシ、ミッジ・アユカワによる文献案内（アケミ・キクムラ=ヤノ編『アメリカ大陸日系人百科事典』第5章「カナダの日系人と日系人」、明石書店、2002年）があるので、ここでは私の思い込みをもとにした、大まかなデッサンを示すことにしたい。

1、日系人自らが歴史を綴った時代—1960～70年代—

太平洋戦争が勃発すると、カナダのブリティッシュ・コロンビア（BC）州に住んでいた2万人あまりの日系人は、カナダ政府から立ち退きを命じられ、カナダ東部への拠散を余儀なくされた。そのため新たな生活が軌道に乗るまで、日系人自らがその歴史を書き記すよりもなかった。そうした中でも比較的早い時期に刊行されたものに山家安太郎の『ヘネー農会史』（ヘネー農会史編集委員会、1963年）や佐藤伝、英子夫妻の『子どもと共に五十年—カナダ日本語教育私記』（日貿出版、1969年）、林林太郎『黒潮の涯に』（日貿出版、1971年）などがあった。これらはいずれも農業や教育、漁業に従事した人たちによる回顧であり、それぞれの人々が直面した困難や体験を知るうえできわめて具体的である。しかし歴史的な制約もあって、こうした体験や活動が日系人史全体の中でどのような位置にあるのかということを見通すものではなかった。

多くの文献資料に基づき、日本とカナダ双方との関連のなかで日系人の歩みを位置づけるようになるには、1970年代の後半まで待たねばならなかつたが、その始まりは全国日系カナダ市民協会が1957年に提起した歴史書編纂プロジェクトにあった。それは移住以来、半世紀以上に及んできた日系人の記録を残そうとしたもので、資料の収集と歴史書の編纂をめざした。この壮大な企画の遂行を委ねられたのが日系二世のケン・アダチであった。日本語資料の読めなかつたアダチが相当なプレッシャーを受けたことはよく知られている。彼の著書 *The Enemy That never Was: A History of the Japanese Canadians* (McClelland and Stewart Limited, Toronto) が刊行されたのは1976年であった。

その間、一世達から日本語による日系人史を書いてほしいという依頼されたのがブリティッシュ・コロンビア大学(UBC)に留学していた新保満である。新保は、徹底的な資料収集にもとづき、1975年に『石をもて追われるがごとく』（大陸時報社）を刊行した。同書によって、カナダに渡った日本人移民の歴史的体験が、欧米人による人種差別の問題ならびに日本の植民地支配との関わりのなかで意味づけられたといえる。

時はまさに、カナダ移民100年を節目に、日系カナダ人の生き方を顧みる時代にさしかかっていた。一世はもとより、二世たちも自らのルーツをひも解きはじめた。1977年、

多くの写真とともに100年の歴史を綴った『千金の夢・日系カナダ人百年史』（日系カナダ人百年祭プロジェクト委員会、ドレッドノート出版、1977年）が刊行された。このように1977年までの歴史叙述の営みは、一世、カナダ生れの二世、そしてカナダに留学し一世や二世と共に暮らす若い社会学者によってなされたものであった。

2、評伝、女性史、一般向け書物の時代—1980年代—

1980年代に日本で刊行された日系カナダ人に関する文献を列挙する以下の通りである。

『カナダにかけた青春—中村長助たくましく生きてきた50年』（中村長助伝編纂委員会、宝文社、1981年）、工藤美代子、S・フィリップス『暁香坡の愛—田村俊子と鈴木悦』（ドメス出版、1982年）、工藤美代子『黄色い兵士達—第一次大戦日系カナダ義勇兵の記録』（恒文社、1983年）、同『カナダ遊妓様に降る雪』（晶文社、1983年）、真壁知子『写真婚の妻たち—カナダ移民の女性史』（未来社、1983年）。評伝や女性史の視点から著されたものが多かったことがわかる。こうした系譜の先駆けとして瀬戸内晴美的『田村俊子』（文藝春秋社、1961年）や佐々木敏二『山本宣治』（沙文社、1974年）も加えられるだろう。

他方、この時期、新保満は『カナダ移民排斥史—日本の漁業移民』（未来社、1985年）、『カナダ日本人移民物語』（築地書館、1986年）と精力的に一般向け（それでいて実証的な）カナダ移民史を著し、カナダという国とそこに生きた日本人移民と二世たち、そして人種差別と国家の不正義という問題をわかりやすく示していた。また文学の世界ではジョイ・コガワの *Obasan* が『失われた祖国』（二見書房、1983年）として翻訳され、刊行されたのもこの時期である。この時点では、戦後補償運動（リドレス）に関する情報もごく一部の人たちにしか伝わっていないかった。また日系カナダ人に関する学術研究も個別事例を蓄積している時代であった。

3、リドレス以後、研究の進展—1990年代—

1987年アメリカで日系人の戦時強制収容問題に対する謝罪と補償を明記した市民的自由法が成立し、カナダにおいても1988年、カナダ政府と全カナダ日系人協会との間で、日系人に対してなされた不当な政策への謝罪と補償の合意がなされた。リドレスの達成である。1990年代の日系カナダ人研究は、こうしたリドレスへの関心も含めて、大きく3つの傾向をもって進められた。

その第1は、文字通り、1980年代を通じて展開されたリドレスをあとづけるもので、辻信一『日系カナダ人』（晶文社、1990年）、マリカ・オマツ『ほろ苦い勝利—戦後日系カナダ人リドレス運動史』（現代書館、1994年）、ロイ・イキノ・カサンドラ・コバヤシ『正された歴史—日系カナダへの謝罪と補償』（つむぎ出版、1995年）、飯野正子『日系カナダ人の歴史』（東京大学出版会、1997年）、鹿毛達雄『日系カナダ人の追放』（明石書店、1998年）を挙げることができる。

第2は、こうしたリドレスを支えてきた日系カナダ人の民衆意識の源流を探ろうとする問題関心に裏打ちされた田村紀雄の一連の仕事で、エスニック・メディア研究という視点のもと、『日刊民衆』とその時代、*The New Canadian* に

集まった人々とその時代の空気をあざやかに描き出している（新保満、田村紀雄、白水繁彦『カナダの日本語新聞—民族移動の社会史』PMC出版、1999年、『鈴木悦日本とカナダを結んだジャーナリスト』リプロポート、1992年、『エスニック・ジャーナリズム—日系カナダ人、その言論の勝利』柏書房、2003年）。

第3は、日系カナダ人の足跡を文献資料という形で復元しようという取り組みで、佐々木敏二と権並恒治によって進められその成果は、『カナダ移民史資料』（不二出版、1995年、2000年）に見ることができる。UBC図書館製作のマイクロフィルム『日系カナダ人史研究資料』（1996年）11本と共に新たな実証研究に道を開くものであった。なお佐々木敏二にはその実証成果をまとめた『日本人カナダ移民史』（不二出版、1999年）がある。

4、新たな課題—2000年以降—

2000年以降になると日系カナダ人に関する研究は一層多様化し、かつてのような日系人史すなわち苦難の歩みといった色彩の叙述から、日系カナダ人の日系たるゆえんやエスニック・アイデンティティの特質を探ろうとするものが増えてきた。そうした研究の一つに山田千香子の『カナダ日系社会の文化変容—「海を渡った日本の村」三世代の変遷』（御茶の水書房、2000年）がある。山田は調査対象を和歌山県三尾村出身者に限定し、多くのインタビューをふまえ、一世、二世、帰加二世、三世たちの歴史体験がそれぞれのアイデンティティにどのような影響を与えたのかという点を追求し明解である。

また日系カナダ人史といえばBC州に限られがちであったが、村井忠政は南アルバータのレイモンドに生まれ育ったマツヨ・モリヤマの語りを通して、同地方の日系人史を描いている（『日系カナダ人女性の生活史—南アルバータ日系人社会に生れて』明石書店、2000年）。戦時中の強制立ち退きによってマニトバ州のウイニペグやオンタリオ州のトロントへも多くの日系人が移動し、そこでの再定住生活も半世紀を越すにいたった。今後はこうした地域をあつかった研究が増えることだろう。

そうした意味においては、日系人の強制移動から1988年のリドレスにいたる諸問題をあつかった立命館大学日系文化研究会編『戦後日系カナダ人の社会と文化』（不二出版、2003年）は、日系移民100年祭にいたるまでの日系組織の変遷、カナダの多文化主義と日系人、文学者とリドレスの意義などに踏み込んでおり、これから研究の糸口を示している。カナダに日本人が渡ってすでに130年が過ぎようとしている。日系というアイデンティティを持つものも三世から四世という時代となってきている。

小論で紹介してきた著者たちは、自らの歴史を書きとどめてきた日系人を除くと、そのほとんどが80年代以降、日系カナダ人の歴史と社会について研究を進めてきた人たちである。いわば日本における日系カナダ人研究の第1世代といえる。こうした人たちが20年余りにわたって常に第一線に立ち研究をリードしてきたが、翻って考えてみると、日系人研究を志す次なる研究世代は台頭してきているだろうか。いかにして移民史研究の第2世代を育てるかという問題も、研究と同様、きわめて重要な課題となっている。

大学で「文学」を読むことの質的転換の試み

澤 正宏(福島大学教授/日本近現代文学)

2004年早々、日本の軍事組織のイラク派遣が具体的になり、陸上自衛隊の先遣隊が現地に向けて出発した。日本のイラク支援の総額50億ドル（07年まで）や、陸海空の自衛隊約1050人の派遣の計画、防衛庁の現地取材を含めた情報管理強化の急速な動きなども報道されている。他方、国内は構造改革がもたらしている混乱の渦中にあり、90年代以降、慢性化した不況のなかで経済破綻を起こしている市町村、企業などが相次いでいるという日本社会の深刻な現状である。

こうした国内外の状況に加えて、私の勤務する大学では、独立法人化とともに、これまで教員採用率全国第3位前後（今年度は第5位）を維持してきたにも拘わらず、教育学部の廃部が既に決定している。どれひとつとっても、私が予想していたより最悪の事態になったということだけのことであった。しかし、今このような現状があるからというわけではなく、これらに似た現状とリンクさせながらここ数年来、私が考えてきたのは、世界や日本の動向、自分の足許などを見渡し、学生と私の専門性（日本近・現代文学）とを結ぶ授業をどう組み立てればよいかということであった。

たしかに、功利的な学問観の加速、学校現場での受験のための文学の読み指導や、「話すこと」「聞くこと」の重視、漫画・映画・ビデオ（DVD）などによる物語の氾濫と活字・文学離れなどは、事実としても傾向としても存在し続けている。かつては成長に合わせて読んでおいて当然だった基本的な書物（文学書を含む）が、ここ20年近くは、大学生においてですら全くといってよいほどその存在を無視させてきている。こうしたなかで、いかなる時代状況にあっても本物の書物、文学書であれば生き延びるものだという私の楽観主義にも大きな陰り、危機感が生じてきたわけである。

私は機会を窺っていた。新入生に人間の深さを教えてくれる書物・小説、女性とは何かを知るのに大切な書物・小説などを講義内容に交えて紹介すると、この2、3年、ことごとく読んだという学生たちが増えたのである。そこで、今年（2003年）度より思い切って演習で採り上げる小説を、これまでのオーソドックスな作家中心で選んできた小説群から、現代においてもなお解決しがたい大きな問題性を孕んでいる小説群に転換したのである。演習のタイトルは「小説で読む日本の問題」である。要するに、まず、自分たちが住み、暮らしている日本には歴史的、制度的にみて根の深い問題が存在し、それを知り、学ぶことをとおして、足許にある国である日本のことによく学び、

世界のことを考える基本にしようというのが、この小説演習のコンセプトである。

最初の時間に1年間演習していく小説を紹介した。それは、被差別部落問題、日本人とアイヌ民族との問題、沖縄が抱えている問題、死刑存廃問題、ハンセン病問題、15年戦争下での植民地問題、広島・長崎の原爆被災問題（これは時間切れで割愛）などを直接・間接に扱っている小説である。それぞれの小説の担当者（5人程度のグループ）を決めてスタートした。それぞれが大変重い問題を含んでおり、2、3時間の学習では不充分であることを承知で始めたので、当初は、学生たちがこれらの問題に興味・関心を示さないのでなかろうかという不安もあった。しかし、蓋を開けてみると、学生たちはこれらの問題が、現実社会においてリアルタイムで深刻な問題で在り続いていることを、演習で扱う小説を通じて見つけ出し、知らされることになった。

そのひとつひとつの報告は出来ないが、ここでは二つのケースを紹介させていただくことにする。死刑存廃問題を探り上げたのは、周知のように日本が、国連総会で採択・発効した「死刑廃止条約」を受けての「反死刑制度世界会議」より、2003年1月までに死刑を廃止するようにとの要望を受けていたことを意識してのことである。演習では不十分ではあったが、重い罪を犯した犯罪者を死刑にすること、しないことのそれぞれがもっていることの意味を文学の立場から考えることの必要性が、多少は認識されていたように感じられた。また次元は異なるが、この演習をとおして学生たちは、昨年同時期に報道された、アメリカの大学生が法学のゼミで学んだことを切っ掛けに、自分たちの州で刑が決定している死刑囚を冤罪として救出したニュースは新鮮な話題になった。

ハンセン病問題も、演習で採り上げている期間中に、熊本県小国町のホテルで同病元患者の宿泊拒否問題が発覚し、学生たちは身近な問題として捉えられた。演習では冬敏之の「長靴の泥」を読んだのだが、私も教えられたのは、この小説の殆どの部分が、作者自身によって東京地裁での第五回口頭弁論の意見陳述の内容にされていたということであった。冬敏之のこの陳述は、政府が既に違憲として判決されている「らい予防法」への国家賠償請求訴訟に対する、国としての控訴を断念した1年4か月前のことであった。また、「長靴の泥」が、よく知られている北条民雄の小説「いにちの初夜」（昭11）に比べると、自分のおされた状況を客観的に描いているという意見も出された。

以上は、いま現在において学生たちと文学を読むことの、拙い質的転換の試みの報告である。学生たちがこの演習の休校を嘆いたくらいだから、多少は、日本に残存しているこれらの解決困難な問題へ関心をもつたのではと感じている。来年度も試みてみたい。

「平成の大合併」と農村社会史研究

庄司 優作(同志社大学教授/農業経済史)

小作争議、地主の土地所有、農山村経済更生運動、産業組合・農会、戦時農業統制、農地改革そして農業政策の研究にとあれほど元気だった農村社会経済史がこのところ意氣があがらない。重要な一因をあげればこれはやはり研究の課題や方法が研究者の間で共有されていないからではないか。対象時期として両大戦間期、戦後改革期に連なる戦後史の本格的研究の必要性も指摘したいが、ここではそれよりも「村の重層性」という視点から農村社会の歴史的展開をあとづける研究の必要性について細やかな提言を行なってみたい。

「明治の大合併」により成立した町村、「農業集落」=むら、近世の行政村=大字、そしてむら内部の近隣組織=村組など、村の内部には団体・組織が幾重にも重層して存在する。明治維新以来今日まで農業・農村は幾多の歴史的事象・事件を刻んできた。上述の両大戦間期における事象の他に、明治期は「明治の大合併」、地方改良運動、初期信用組合の誕生等があり、戦後は「昭和の大合併」、農業構造改善事業、減反、公民館活動、村おこし、そして現今の大合併等が重要である。こうした出来事の節目節目における町村やむら、村組等の実態と機能がそれらの相互の関連性において解明されなければならない。たとえば町村長の人物研究も町村の機能を解明するうえで重要なテーマである。誤解のないよう繰り返すが、それらをバラバラに取り上げるのではなく、問われるべきは相互の関連とその中のそれぞれのあり方である。町村や集落等の歴史から農村社会史の構築・再構成を図ると一口にいっても、戦前・戦後を通してだから課題は大きく、けっして個人の手に負えるようなものではない。

最初から集落の機能にかかわらせて小作争議や農地改革等を分析したり、昨年刊行した拙著『近現代日本の農村』(吉川弘文館)では戦前期と農地改革期に限られるが意識的に町村と集落の歴史の概観を試みたりと、萌芽的には上述のような課題意識はかなり前から抱いていた。しかし、昨今の農山村をめぐる状況の激変を目にするに及んで、これは確信に変わった。私は歴史研究の傍ら京都府美山町の現状調査を10年以上続けて

いる。美山町は過疎化・高齢化に悩む普通の山村だが、長年村おこしを活発に行なってきた。ところが、最近4,5年の美山町の変化はすさまじく、時代の転換を痛感させられる。

まず、町の行政と一体となって村おこしの一翼を担ってきた農協が合併し、旧村（「昭和の大合併」前の5村）ごとに置かれていた支所が廃止された。この事態をとらえ「農協がなくなった」と表現する住民がいるが、言い得て妙である。農協支所の廃止はとくに高齢者に痛手となる。そこで地域住民は直ちに支所を新たな商業施設として蘇らせるために地域から出資を募り旧村ごとに有限会社を立ち上げた。有限会社は商業施設にとどまらず、村おこしの拠点として農地の保全や特産品の開発、福祉活動など地域の課題にも取り組む。その後、地域振興会が5つの旧村単位に設置され、村おこしは新たなステージに入る。町は地域振興会を新しい自治と協働のセンターと位置づけ、事務局長をはじめ役場職員を派遣する。それは有限会社と協力して村おこしに当たる組織として構想された。「旧村の復活」による新しい自治と協同の展開である。地域振興会が活動を始めて3年を経過したが、地域社会に与えた影響は大きかった。年配の地域ボス主導の村おこしから、女性の参加が進み、男性の担い手も若返った。美山町に多い新住民も村おこしに参加するようになった。地域振興会は村おこしの組織スリム化を目的としたが、その意図にやや反し、活動の過程で再編され、集落を基盤に組み込むことになるのも重要である。

美山町は町村合併をめぐり大きく揺れている。新しい自治と協同の展開過程には、そして財政難を背景とする地方自治体の合理化と住民自治・住民参加の維持推進、住民の生活と経営の防衛の対決という構図をとる町村合併をめぐる対抗には、旧村とは何か、集落とは何かという、農村の根源的問題が打ち出されている。町村や集落等の歴史的研究は現今町村合併問題の本質をとらえるとともに、それを超えて将来の住民自治や協同のあり方を構想するという今日の政策課題につながっているのである。

旧農林水産省管轄岩手牧場所蔵資料

後藤致人(岩手県立大学盛岡短期大学助教/日本近現代史)

1、地方行政文書保存の必要

岩手県は、戦争被害も比較的少なく、近世・近代の遺産が多く残されており、歴史的に意味のある公文書も豊富である。たとえば、「岩手県庁文書」は、明治初期からの県庁文書が体系的に残されており、戦争被害で散逸した他県のものと比べて、全国的に貴重なものといわれている。しかし、現在地方に残された公文書は焼却・散逸の危機にある。平成の市町村合併・独立行政法人化の流れが加速しているが、従来の市町村合併では、合併された自治体の行政文書の大部分が破棄されており、また国の機関があついで独立行政法人化し、短期的に成果を求められるため文書保存にまで手がまわらず、長年蓄積された文書が大量に破棄されている。

地方行政文書保存のためには、破棄文書の公開、専門家による立会い、地方公文書館の設置が必要であるが、予算の関係で難しい問題を残している。また、個人情報保護を建前として、何を公開するかというよりは、何を隠すかという論理が行政側に働いている。行政文書における歴史資料の定義を、行政の立場からだけで行うのではなく、歴史研究者などの視点からも提言する必要がある。

2、岩手牧場所蔵資料

独立行政法人（旧農林水産省）岩手牧場所蔵資料とは、1896年（明治29）より現在に至るまでの岩手種馬育成所など馬・牛・羊の家畜改良・増殖に関する資料群のことである。1896年岩手県滝沢村に岩手種馬所が設置され、1907年業務転換し、岩手種馬育成所となり、陸軍や農商務省の施設として日本における産馬奨励や馬体改良に大きな意義をもつ。戦後は岩手種畜牧場と名称を変更し、主に牛や羊の改良増殖を行ってきた。東北地方のみならず、日本の畜産行政を研究する上で、非常に貴重な資料群であるが、近年独立行政法人となった結果、資料保存にまで予算がまわらず、散逸の危機にあった。そこで、2003年度より岩手県学術研究振興財団の助成金交付を受けて（「岩手牧場所蔵資料の保存・整理と東北地方畜産業に関する総合研究」）、岩手牧場の協力を得ながら資料保存と整理に着手した。資料整理を進めていく結果、想像以上に岩手県・山形県・宮城県の畜産行政を解明する上で、きわめて貴重な資料であること、滝沢村近辺の土地利用の変遷を考察する上で重要な文書・地図が含まれていることがわかった。また、創業時の明治時代から文書が連続して残されていることも大きな特徴のひとつとなっている。単年度では整理しきれない量

であるが、ここまで把握した主な資料をあげておきたい。①業務管区地図、②馬および馬車の改良調査・研究および結果に関する写真、③馬の名称などに関する図版、④産馬・死馬および貸付・購買・売却馬の台帳、⑤馬の育成・飼料の耕作に関する研究書、⑥外国馬に関する調査記録、⑦馬政局・農商務省・帝国園圃協会の議事録、⑧馬の育成などの業務日誌、⑨関係機関からの連絡書類、など。現在公開する段階にはないが、簡単な資料リストを作成し、基本資料の一部はデジタルカメラにおさめ、文字もおこしつつあり、畜産史・畜産行政に関心のもつ方にはぜひ後藤致人(muneto@iwale-pu.ac.jp)までご連絡をいただきたい。

3、資料保存の難しさ

私は近代天皇論などが専門で、畜産史は素人であるが、なぜ岩手牧場の資料保存に関わったかというと、2001年7月、盛岡でフリーライターをしている吉田聖子氏より、岩手牧場に馬政に関する貴重な資料が捨てられかかっていると教えられたからである。実際に行くと、広大な敷地のうち奥まった建物の一画に、床の上に野積みとなっている書類の山があり、よく見ると明治30年代、40年代の重要な台帳類ばかりであった。畜産には全くの素人であるがこれが貴重なものであることはすぐわかり、このままにしてしまうことは散逸してしまう可能性が高かったので、資料保存をすべきだと岩手牧場側と交渉を行った。岩手牧場としては、近年独立行政法人となり、成果を短期間で求められるために、資料保存にまで予算をむけられない、実は独立行政法人になると書類を破棄していること、できればかかるべき機関に寄託したいとの意向も内々に承った。そこで、岩手大学は農学部があるので寄託先としてふさわしいと思ったが、岩手大学も2004年の独立行政法人にむけて、引き取る余裕がないと言われた。岩手県立大学は資料を引き受けけるスペースがなく、また国の文書を県が引き取ることは難しい旨を言われた。

途方にくれたところ、岩手県立大学総合政策学部の土井時久教授、米地文夫教授から岩手県学術研究振興財団で助成を受け、資料整理を進めながら資料保存を模索してはどうかとの意見を伺い、2003年度より短期大学部畠田慶信教授、岩手大学藤原隆男教授らの賛同を得て、資料整理に着手した。財団として資料整理を進めるなかで、岩手牧場の理解も得られ、「奥羽牧場」にも貴重な資料群があるという情報も得ることができた。個人として資料保存を進めることには限界があるが、財団などから助成を受け研究グループとして進めると、さまざまなものから協力を得られ前進していくものだと痛感した。

250年間の「平和」(その1)

落合 功(広島修道大学助教授/日本経済史)

筆者の勤務先は、商学部国際商学科である。専門科目として日本経済史だけでなく、教養科目として日本史を教えている。ゼミや複数担当などを含めると、現在、7~8コマをこなしている。これは物理的にも大変であるが、大学院から教養まで、対象も内容もバラエティである。現在の学生は、我慢強くない。内容がつまらなければ、携帯電話、トイレ、居眠り、果てはおしゃべり、彼らの行動はある意味、自身の講義に対するリトマス試験紙といえるだろう。

現在、歴史学会は、個別分散化の印象である。個々のテーマは、それぞれ面白いのだが、これらの問題意識を、一般の人に対して伝えきれていない印象がある。現在の研究成果や概説を紹介するだけでは、学生は期待通りの行動をとる。それではと、歴史はトリビアの宝庫なので、素晴らしきムダ知識を披露すれば、恐らく「へ~」を連発してくれるに違いない。ただ、それは果して学問といえるだろうか。学問としての歴史学は、もっと別の面に求められるべきである。

アメリカと日本の考え方の違いとして、武器を保持する権利の有無がある。もちろん、アメリカにも多くの規制があるが、それでも、日本とは認識の度合いが全然違う。実際、日本よりアメリカの方が正当防衛(self-defence)や自力救済(self-help)の認められる範囲が広い。とりわけ住居は、その人の城であるという考え方から、住居や居住者を守るために、兇器を含めたあらゆる力を行使できるといわれている。このことを、城塞の法理(castle doctrine)という。

こうしたアメリカの考えに対し、日本の場合、自らが襲われることをあまり想定していない。犯罪に対する検挙率が低下している今日であっても、自己防衛を考えるよりも、むしろ多くの人は警察や何かが自分を守ってくれると信じている。この意識の違いは、風土の違いとして語られることが多いが、果してその理解でよいのだろうか。

戦国時代までの社会では、自力救済が認められていた。自力救済とは、公権力に委ねずに自己またはその所属する集団の力で侵害された権利の回復を図ることを意味する。要するに「自分の身は自分で守る」という論理が、この時まではあったのである。

豊臣秀吉によって天下統一されるまで、約150年間は応仁の乱、戦国時代といわれ、京都を始めとして、全国的に日々戦闘が続いている。耳を削ぎ、鼻を削ぐのは当然として、人を殺すのが褒賞となる時代である。当時、民衆の間では、阿弥陀仏の功德を信じ、死後の極楽往生を願望とした真宗(一向一揆)が全国各地に展開していた。堺などでは、町人の手により自治共同体を組織し、自ら武力を有することで自己防衛したのである。

戦争(紛争)状態とは、当事者間で自己の権益を守ろうとし、解決しようとする意識の表れである。こうした方法での解決を求める場合、当事者同士の上に立つ公権力の存

在が紛争解決に必要となる。権力の公権力性は、戦国大名によって次第に見られるようになり、統一権力として登場した豊臣政権時に一層具体化する。豊臣秀吉が、小田原の後北条氏を滅亡させ、国内統一したのは、1590年(天正18年)のことである。その前後から、領土紛争や、境界論争に至るまでの様々な紛争を禁止する法令が出されている。1588年(天正16年)の海賊停止令もその一つである。海賊停止令は、船が自由に航行することを可能とした。そして、当事者間の私的制裁(私戦)に求めるのではなく、公権力の裁定によって解決することとなったのである。あわせて、刀狩りや檢地を実施することで、武士身分以外の武器所有を否定し、自力救済を禁止する実質的な政策もなされるようになっていく。ちなみに、近世の250年の間で、刀は殺傷手段の道具から武士身分としての表象としての存在へその意味を変えていく。

豊臣政権による平和は、圧倒的な武力に基づく権力によって支えられていた。そして、豊臣秀吉という人物に対して諸大名が主従関係を結んでいたので、一触即発の要素が多分に含まれていたのである。そして、この時期の主従関係を確認する方法は軍事参加による負担(軍役)によって確認されていたので、国内における平和に対する、軍役の受け口は、国外への向けられることになった。文禄慶長の役(壬申倭乱)といわれる朝鮮半島への侵略は、豊臣政権の国内平和の代償によるともいえるのである。

その後、1615年(元和元年)、大阪夏の陣で豊臣家が滅亡し、元和偃武となる。元和偃武の偃武とは、「武器を伏せて使わないこと」を意味する。圧倒的な武力をもって全国統一を果たした徳川によって、初めて武力を紛争解決の手段としないことになったのである。以来、江戸時代を通じて250年間、平和の時代が続くことになる。この間に行われた、紛争に対しては、お互いの当事者間(その村役人など仲介者が入ることもある)の示談で決める内済という方法と、公儀による裁許によって解決されることになる。公儀とは、テレビドラマ水戸黄門などで、「公儀の秘密」などといわれるものであり、文字どおり、公を儀する立場であったのである。公儀は、当事者間の紛争解決に際した第三者として存在したのである。

もちろん、近世の間でも百姓一揆は存在していたし、厳しい身分制度など、多くの問題が内包していた。また、内済という手法は、いわゆる「もみけし」や「泣き寝入り」という結果を招いたことも事実である。ただ、250年もの間、戦闘行為が無い状態が続いたのは、世界史上でも類を見ないことではなかろうか。(以下次号へ続く)

■編集後記 ■学術 mini 情報誌「PS JOURNAL」第2号をお届け致します。大学の行事等でご多忙の時期にも拘らず、各執筆者から刺激的な小論を頂くことが出来ました。ご一読下さい。(k)

PS journal 2004 spring 第2号 2004年3月10日 発行

● 発行・編集:日本図書センターPS PS journal 刊行委員会

PS journal 編集部 〒112-0012 東京都文京区大塚3-10-6

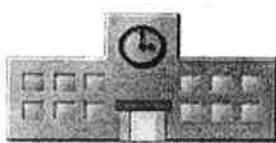
TEL:03-5940-5474 FAX:03-5940-5476 e-mail:ps@nihonlosho.co.jp

記事の無断複製、転載を禁じます。

●学術 mini 情報誌…フットワークで集めた学術先端情報●

PS JOURNAL

2003 autumn 創刊号



特集：転機の大学

- 国立大学も法人化で競争の時代へ 京都橘女子大学教授 渡部 薫
- 大学教員の身分保障問題 横浜市立大学助教授 高橋 寛人
- 【使える資料】2003年度21世紀COEプログラム
- PS JOURNAL 新刊あらかると
- 学術図書案内

国立大学も法人化で競争の時代へ

渡部 薫

(京都橘女子大学教授/教育行政学)

平成 16 年4月から、国立大学は法人となる。明治前期の大学創設、終戦直後の新制大学の発足、それに匹敵ないしはそれを超える大改革である。

1. 飛躍の原動力は各大学の中に

大学に対する個人・社会・企業・国などの要請は、多様になっている。大学自身も多様になり、一律に論じることはできなくなっている。研究・教育組織の再編強化を含めて進むべき道が多様となった現在、文部科学大臣が国立大学の管理機関としてそれぞれの大学にあった改革の方向性を示すことは難しく、また、適切でもない。法人化によって、文部科学省の国立大学に対する統治の力は、相当なレベルで失われる(このことは、やがて国立大学も淘汰されるような状況になった場合に、文部科学省が自ら引導を渡すことを避けることでもある)。これまでの国立大学はいわば一支店であり、横並び・文部科学省の力によって補われた部分が相当あった。しかし、これからは、国立大学は独立の組織体となり、大学の有する企画力・実行力の水準がそのまま大学の力となる。

2. アクレディテーションが中心の時代に

大学の独立性を尊重しながら、法人化後の国立大学に対してその経費の約 60%の運営交付金を国庫から支出するとなると、国と大学との間に何らかのしきみが必要となる。文部科学大臣は各国立大学法人の中期目標を策定し、中期計画を承認し、監事を任命する。また、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会は各国立大学法人を評価する。その結果は、当然、運営交付金の額に反映される。国立大学の評価は、COE・COL などの施策を含め、設置時の規制から設置後の評価へ、内部管理から外部評価へと、さらにシフトすることになる。

3. 国立大学の評価に多元性を

国立大学は、教育・研究、入学試験、教職員の雇用・勤務条件など全般にわたり自己決定性を有し、学長の権限は拡大した。その適任者として誰を

選ぶかによって、大学の見識が問われる。他方、大学の評価・学長の評価は、当該大学の教官等による評価ではなく、国立大学法人評価委員会の評価に大きく左右されることになる。こうした外部の者による評価、中期計画の達成評価の場合には、数値目標の達成度や目に見える成果に傾きがちとなる。国立大学法人評価委員会の評価には、多元性・多角的な視点が求められなければならない。

4. 大学は戦国・乱世の時代へ

大学は戦国・乱世の時代を迎える。18 歳人口は、これから 7 年で約 30 万人弱、減少する。国立大学の法人化は、私立大学の整理・淘汰を加速する。最大の問題は、法人化した国立大学が学生定員・学生納付金をどう設定するか、である。この設定いかんは、多くの私立大学、類似・同水準の国立大学に大きな影響を及ぼす。国立大学がさらに発展・充実・勤務条件の改善のために収入の拡大を図ろうとすれば、学生定員を増加する可能性が高い。高等教育進学年令者の急激な減少の下で、学生の奪い合いが激化することは避けられないし、研究・教育の基盤強化に向けて国立大学の再編を促すことになる。

国立大学の法人化によって、国の行政組織から離れて法人化した国立大学と、学校法人の設置する私立大学が併存することになった(その他公立大学があるが)。前者は、その運営費の約 60%を国庫から受け、後者の補助金額は 12%未満である。国立大学と私立大学ではその目的・役割・機能が具体的にどう異なるのか。何故、法人格に関し大学を二類型にするのか。官と民の役割分担、受益者負担の格差についてはどう考えるのか。こうしたことについての議論がさらに必要になったと考えている。

教育の論理に基づく大学教員の身分保障制度の構築を！

高橋 寛人

(横浜市立大学助教授／教育学)

1. 法人化による身分保障の喪失

国立大学や公立大学が法人化されると、国公立大学の教員人事を教授会(採用・昇任の場合)・評議会(降任・免職の場合)が行うという教育公務員特例法(教特法)の条項の適用がなくなる。周知のように、国家公務員法・地方公務員法は、一般の公務員について身分保障を定めている。教特法は大学教員について、それに加えてさらに高度の身分保障をしている。法人化によって大学教員が公務員でなくなるため、身分保障が失われるのである。

私立大学の教員と同じになるのだが、考えてみると私立大学教員の地位が法律で保障されてこなかったこと自体が不思議である。政治的権力や経済的権力等々に都合の悪いことであっても、真理を明らかにしそれを世に広めることが大学の重要な役割のひとつであり、それを果たすためには、国公私立を問わず大学教員の身分保障が不可欠である。

公務員が身分保障されているからといって、どんなことがあっても免職されないというわけではない。民間においては法律に違反しない限り解雇できるのに対し、公務員は法律に定める事由によらなければ意に反して降任・免職などの処分を受けないというものである(他にも、例えば不利益処分に対し人事院、人事委員会または公平委員会に不服を申し立てできる)。

2. 行政の政治からの独立としての身分保障

そもそも公務員はなぜ身分保障がされるのであるか。それは、政治からの行政の独立を確保するためである。選挙で首長がかわった場合、それまでの役人を新首長好みの職員に取り替えることは、古今東西しばしば行われてきた。選挙で応援してくれた人に見返りとして公務員のポストを与えることもあった。これを獵官制(spoils system)といいう。副知事・助役等一部の高官が政治的に任命されるのならばともかく、部課長さらには係長やヒラ職員までもが政権交代とともに交替させられるということになれば、公務員は自分の地位を守るために政治的にならざるを得ない。行政は民意に基づく政治によって決定されるが、行政機関は政治の決定したことにしたがって効率的に行政を推進することが使命である。

教員とくに大学教員に一定の身分保障が必要であることはだれもが認めるが、その理由は公務員の場合とは原理的に異なる。教員は教員であるがゆえに身分保障されるべきなのであり、国立、公立、

私立に關係ないはずである。

3. 占領下の教員身分法案

実は戦後当初、このような考え方にもとづいて「教員身分法案」という法案が作成されていた。この法案は当時文部省の学校教育局長であった田中耕太郎の構想をもとに田中二郎が関与してつくられたものであった。田中耕太郎とは、戦前東大法学部教授、戦後は文部省学校教育局長、文部大臣、参議院議員、最高裁判所長官、国際司法裁判所判事となつた人物であり、田中二郎は、東大法学部教授、最高裁判事を務めた行政法学者である。田中耕太郎は、教育はどこまでも真理に基づいてなされるべきであるから、裁判官と同じように教師にも身分保障が必要であるという信念を持っていた。田中二郎は当時田中耕太郎の要請で、東大教授のかたわら文部省で教員身分法の立案を中心になって進めた。教員身分法案は、国、公、私立のすべての教員について同等に身分保障をするものであった。それにとどまらず、大学教員だけでなく、初等・中等教育機関の教員にも高度な身分保障をしようとしたのである。

しかし、GHQのCIE(民間情報教育局)は、私立学校教員を含めることに強く反対した。そこで文部省は教員身分法をあきらめ、国公立学校の教員のみを対象とする特例法を定めようとしたのである。すると今度はCSD(民政局公務員課)の反対を受ける。CSDは、国家公務員や地方公務員の人事について、それぞれ一律の基準によるべきであるという立場をとっていた。したがって、国家公務員法と地方公務員法さえあればよく、教育公務員の特例法などは全く不要であるとしたのである。文部省の担当官僚がねばり強く占領軍と交渉した結果、結局教特法の成立にこぎ着けたのであるが、その間に特例の内容は大幅に削られてしまったのであった。

4. 教育の論理による身分保障を！

以上の経緯を見ると、教特法による大学教員の身分保障は、その基盤を政治からの行政の独立という原理においているが、それは本来のあり方ではないことが確認される。国・公・私立を問わず教員の身分保障が必要である。教育の独立の論理に基づく身分保障の制度が今こそ構築されなければならない。

【使える資料】 2003年度 21世紀 COE プログラム

社会科学・学際・複合・新領域分野

「21世紀 COE プログラム」について、文科省は 2004 年度も新たに公募。選ばれなかつた大学にも再び挑戦の機会を設けるため拠点の追加を設けた。生命科学、化学・材料科学、情報・電気・電子、人文科学、学際・複合・新領域の 5 分野。拠点の数量は過去 2 回よりも小規模になる見込み。